

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)  
リミテッド  
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村佳史  
取締役 ピーター・キャラハン  
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、  
ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,  
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

## 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ダイワ外貨MMF

(Daiwa Gaika MMF)

## 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

( )USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約1兆1,101億円)を上限とする。

( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

100億オーストラリア・ドル(約8,221億円)を上限とする。

( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

100億カナダ・ドル(約8,517億円)を上限とする。

( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

100億ニュージーランド・ドル(約7,579億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円、1豪ドル=82.21円、1カナダ・ドル=85.17円および1ニュージーランド・ドル=75.79円)による。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年6月29日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・訂正するため、また欧州のマナー・マーケット・ファンドに関する新規制の適用に係る変更について修正・加筆するため、リスクに関する参考情報の更新等、記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正の内容】

### (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 (ハ)資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額		更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産			
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

(「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ダイワ外貨MMF(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

## (1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ルクセンブルグ	210,564,916.06	12.28
	フランス	136,561,957.76	7.96
	イギリス	79,611,674.71	4.64
	日本	74,965,213.33	4.37
	フィンランド	66,811,664.51	3.90
	国際機関	54,886,354.05	3.20
	カナダ	42,975,844.25	2.51
	ノルウェー	33,898,807.11	1.98
	アメリカ合衆国	33,895,466.72	1.98
	オランダ	30,920,554.78	1.80
	オーストラリア	30,900,009.82	1.80
	ニュージーランド	19,900,046.44	1.16
	ドイツ	4,990,787.39	0.29
	小計	820,883,296.93	47.87
譲渡性預金証書	イギリス	239,662,326.66	13.98
	オーストラリア	161,390,524.68	9.41
	日本	161,000,000.00	9.39
	カナダ	65,857,965.70	3.84
	ベルギー	33,817,491.88	1.97
	小計	661,728,308.92	38.59
定期預金	アメリカ合衆国	232,669,165.08	13.57
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-414,900.43	-0.02
合計(純資産総額)		1,714,865,870.50 (約190,367百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、便宜上、それぞれ2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円、1豪ドル=82.21円、1カナダ・ドル=85.17円、1ニュージーランド・ドル=75.79円)による。以下同じ。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建、豪ドル建、カナダ・ドル建またはニュージーランド・ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	199,488,153.09	19.53
	フランス	138,778,824.17	13.59
	オーストラリア	134,579,028.03	13.18
	オランダ	51,791,755.38	5.07
	フィンランド	45,845,528.77	4.49
	ノルウェー	45,767,676.09	4.48
	カナダ	32,924,967.07	3.22
	イギリス	24,917,262.42	2.44
	国際機関	19,963,234.36	1.95
	ニュージーランド	11,949,628.62	1.17
	小計	706,006,058.00	69.12
譲渡性預金証書	オーストラリア	96,793,990.47	9.48
	イギリス	26,000,000.00	2.55
	オランダ	21,909,837.09	2.15
	小計	144,703,827.56	14.17
社債	国際機関	18,056,393.40	1.77
定期預金	オーストラリア	153,059,000.00	14.99
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-475,636.75	-0.05
合計(純資産総額)		1,021,349,642.21 (約83,965百万円)	100.00

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (カナダ・ドル)	投資比率 (%)
政府債	カナダ	15,167,288.44	45.25
	デンマーク	3,199,703.25	9.55
	小計	18,366,991.69	54.80
社債	カナダ	4,701,486.34	14.03
	国際機関	500,703.18	1.49
	小計	5,202,189.52	15.52
銀行引受手形	カナダ	4,797,241.82	14.31
定期預金	カナダ	5,087,110.37	15.18
現金およびその他の資産 (負債控除後)		63,877.61	0.19
合計(純資産総額)		33,517,411.01 (約2,855百万円)	100.00

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ニュージーランド・ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	29,937,187.55	10.63
	ルクセンブルグ	29,923,551.97	10.63
	ドイツ	17,910,852.09	6.36
	オランダ	16,909,147.44	6.01
	ノルウェー	15,992,291.75	5.68
	国際機関	15,965,353.94	5.67
	ニュージーランド	14,985,810.15	5.32
	フィンランド	9,973,501.72	3.54
	小計	151,597,696.61	53.85
譲渡性預金証書	イギリス	16,000,000.00	5.68
	シンガポール	15,941,057.60	5.66
	オランダ	14,926,360.92	5.30
	カナダ	14,000,000.00	4.97
	小計	60,867,418.52	21.62
政府債	国際機関	17,761,421.81	6.31
社債	国際機関	2,074,478.12	0.74
	オランダ	2,001,694.28	0.71
	オーストラリア	1,788,468.36	0.64
	スウェーデン	792,936.78	0.28
	小計	6,657,577.54	2.36
定期預金	ニュージーランド	44,062,224.48	15.65
現金およびその他の資産 (負債控除後)		587,343.04	0.21
合計(純資産総額)		281,533,682.00 (約21,337百万円)	100.00

## 投資資産

## ( )投資有価証券の主要銘柄

## USドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	MITSUBISHI UFJ TRUST CD	譲渡性 預金証書	イギリス	2.33	2018年10月4日	82,000,000	1.00	81,662,326.66	1.00	81,662,326.66	4.76
2	SUMITOMO MITSUI TRUST CD	譲渡性 預金証書	イギリス	2.34	2018年8月16日	80,000,000	1.00	80,000,000.00	1.00	80,000,000.00	4.67
3	STANDARD CHARTERED BANK CD	譲渡性 預金証書	イギリス	2.30	2018年10月9日	78,000,000	1.00	78,000,000.00	1.00	78,000,000.00	4.55
4	CHUGOKU BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	日本	2.40	2018年8月8日	75,000,000	1.00	74,965,213.33	1.00	74,965,213.33	4.37
5	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.29	2018年10月18日	60,000,000	1.00	59,704,655.86	1.00	59,704,655.86	3.48
6	RABOBANK AUS CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.30	2018年11月2日	60,000,000	0.99	59,645,898.09	0.99	59,645,898.09	3.48
7	EBRD CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	0.00	2018年9月4日	55,000,000	1.00	54,886,354.05	1.00	54,886,354.05	3.20
8	CLEARSTREAM CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.30	2018年8月24日	50,000,000	1.00	49,926,962.00	1.00	49,926,962.00	2.91
9	DZ PRIVATBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.32	2018年8月2日	45,000,000	1.00	44,997,117.31	1.00	44,997,117.31	2.62
10	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.29	2018年8月30日	45,000,000	1.00	44,917,429.35	1.00	44,917,429.35	2.62
11	BANQUE ET CAISSE EPAR CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.22	2018年9月4日	45,000,000	1.00	44,906,199.65	1.00	44,906,199.65	2.62
12	MITSUBISHI CORP FINANCE CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	2.33	2018年10月18日	45,000,000	0.99	44,774,155.21	0.99	44,774,155.21	2.61
13	CHIBA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	2.43	2018年8月2日	43,000,000	1.00	43,000,000.00	1.00	43,000,000.00	2.51
14	TORONTO DOMINION BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	2.26	2018年8月10日	43,000,000	1.00	42,975,844.25	1.00	42,975,844.25	2.51
15	SHIZUOKA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	2.34	2018年10月25日	41,000,000	1.00	41,000,000.00	1.00	41,000,000.00	2.39
16	MIZUHO CORP BANK SYDNEY CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.37	2018年8月31日	37,000,000	1.00	36,927,331.72	1.00	36,927,331.72	2.15
17	DZ PRIVATBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.25	2018年10月26日	36,000,000	0.99	35,807,606.30	0.99	35,807,606.30	2.09
18	BANQUE ET CAISSE EPAR CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.22	2018年9月4日	35,000,000	1.00	34,927,030.80	1.00	34,927,030.80	2.04
19	MITSUBISHI CORP FINANCE CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	2.34	2018年10月12日	35,000,000	1.00	34,837,519.50	1.00	34,837,519.50	2.03
20	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	2.25	2018年9月18日	34,000,000	1.00	33,898,807.11	1.00	33,898,807.11	1.98
21	SCHLUMBERGER FINANCE CP	コマーシャル ・ペーパー	アメリカ合衆国	2.32	2018年9月18日	34,000,000	1.00	33,895,466.72	1.00	33,895,466.72	1.98
22	MIZUHO CORP BANK SYDNEY CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.41	2018年9月25日	34,000,000	1.00	33,875,605.11	1.00	33,875,605.11	1.98
23	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	ベルギー	2.26	2018年10月26日	34,000,000	0.99	33,817,491.88	0.99	33,817,491.88	1.97
24	ING BANK NV CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.32	2018年9月10日	31,000,000	1.00	30,920,554.78	1.00	30,920,554.78	1.80
25	OCBC CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.29	2018年9月21日	31,000,000	1.00	30,900,009.82	1.00	30,900,009.82	1.80
26	OP CORPORATE BANK PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	2.29	2018年9月14日	27,000,000	1.00	26,924,865.15	1.00	26,924,865.15	1.57
27	SHIZUOKA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	2.33	2018年9月28日	23,000,000	1.00	23,000,000.00	1.00	23,000,000.00	1.34
28	BANK OF MONTREAL CD	譲渡性 預金証書	カナダ	2.25	2018年8月16日	23,000,000	1.00	22,978,561.89	1.00	22,978,561.89	1.34
29	TORONTO DOMINION BANK CD	譲渡性 預金証書	カナダ	2.25	2018年9月13日	23,000,000	1.00	22,938,540.80	1.00	22,938,540.80	1.34
30	CHIBA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	2.36	2018年10月12日	20,000,000	1.00	20,000,000.00	1.00	20,000,000.00	1.17

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(豪ドル)		時価(豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.95	2018年8月29日	45,000,000	1.00	44,932,262.01	1.00	44,932,262.01	4.40
2	DBS BANK SYDNEY CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.08	2018年10月5日	40,000,000	1.00	39,850,572.03	1.00	39,850,572.03	3.90
3	SAXONY-ANHALT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.99	2018年10月26日	40,000,000	1.00	39,810,806.56	1.00	39,810,806.56	3.90
4	NED WATERSCHAPSBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.09	2018年10月24日	40,000,000	1.00	39,806,431.40	1.00	39,806,431.40	3.90
5	L-BANK BW FOERDERBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.01	2018年8月2日	30,000,000	1.00	29,998,333.56	1.00	29,998,333.56	2.94
6	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.01	2018年8月9日	30,000,000	1.00	29,986,668.48	1.00	29,986,668.48	2.94
7	DZ BANK AG CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.02	2018年8月22日	30,000,000	1.00	29,964,831.67	1.00	29,964,831.67	2.93
8	MIZUHO CORP BANK SYDNEY CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.11	2018年9月12日	30,000,000	1.00	29,926,545.94	1.00	29,926,545.94	2.93
9	ING BANK NV SYDNEY CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.10	2018年9月21日	30,000,000	1.00	29,911,221.28	1.00	29,911,221.28	2.93
10	OP CORPORATE BANK PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	2.12	2018年9月28日	30,000,000	1.00	29,898,085.58	1.00	29,898,085.58	2.93
11	ANZ BANKING GROUP CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.04	2018年10月2日	30,000,000	1.00	29,895,164.45	1.00	29,895,164.45	2.93
12	BANK OF MONTREAL CD	譲渡性 預金証書	イギリス	1.95	2018年8月16日	26,000,000	1.00	26,000,000.00	1.00	26,000,000.00	2.55
13	CAISSE DES DEPOS ET C CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.90	2018年9月5日	25,000,000	1.00	24,954,042.67	1.00	24,954,042.67	2.44
14	STANDARD CHARTERED BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	2.35	2018年9月21日	25,000,000	1.00	24,917,262.42	1.00	24,917,262.42	2.44
15	CAISSE DES DEPOS ET C CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.91	2018年9月6日	22,000,000	1.00	21,958,183.96	1.00	21,958,183.96	2.15
16	RABOBANK NEDERLAND CD	譲渡性 預金証書	オランダ	2.15	2018年10月9日	22,000,000	1.00	21,909,837.09	1.00	21,909,837.09	2.15
17	FMS WERTMANAGEMENT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.91	2018年8月21日	20,000,000	1.00	19,978,936.17	1.00	19,978,936.17	1.96
18	UNITED OVERSEAS BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	1.95	2018年8月22日	20,000,000	1.00	19,977,420.48	1.00	19,977,420.48	1.96
19	EBRD CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	0.00	2018年9月5日	20,000,000	1.00	19,963,234.36	1.00	19,963,234.36	1.95
20	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	2.29	2018年10月23日	20,000,000	0.99	19,895,019.92	0.99	19,895,019.92	1.95
21	INTER AMERICAN DEVELOPMENT BANK	社債	国際機関	3.75	2018年10月9日	18,000,000	1.00	18,056,393.40	1.00	18,056,393.40	1.77
22	TORONTO DOMINION BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	2.29	2018年9月25日	18,000,000	1.00	17,937,403.18	1.00	17,937,403.18	1.76
23	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.08	2018年9月14日	17,000,000	1.00	16,957,101.14	1.00	16,957,101.14	1.66
24	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.19	2018年9月21日	17,000,000	1.00	16,947,667.05	1.00	16,947,667.05	1.66
25	KFW CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.10	2018年10月11日	17,000,000	1.00	16,929,967.45	1.00	16,929,967.45	1.66
26	FMS WERTMANAGEMENT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.91	2018年8月23日	16,000,000	1.00	15,981,463.23	1.00	15,981,463.23	1.56
27	L-BANK BW FOERDERBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.98	2018年8月31日	16,000,000	1.00	15,973,732.94	1.00	15,973,732.94	1.56
28	DZ BANK AG CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.23	2018年10月19日	16,000,000	1.00	15,922,145.84	1.00	15,922,145.84	1.56
29	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	2.30	2018年10月17日	16,000,000	1.00	15,921,748.85	1.00	15,921,748.85	1.56
30	TORONTO DOMINION BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	2.00	2018年8月16日	15,000,000	1.00	14,987,563.89	1.00	14,987,563.89	1.47

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価(カナダ・ドル)		時価(カナダ・ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	KOMMUNEKREDIT	政府債	デンマーク	0.875	2018年8月7日	3,200,000	1.00	3,199,703.25	1.00	3,199,703.25	9.55
2	BANK OF NOVA SCOTIA	社債	カナダ	2.75	2018年8月13日	3,100,000	1.00	3,101,105.31	1.00	3,101,105.31	9.25
3	MANITOBA PROVINCE	政府債	カナダ	1.85	2018年9月5日	2,600,000	1.00	2,600,866.72	1.00	2,600,866.72	7.76
4	BRITISH COLUMBIA (PROVINCE OF) PN	政府債	カナダ	1.45	2018年9月12日	2,600,000	1.00	2,595,617.90	1.00	2,595,617.90	7.74
5	NEW BRUNSWICK T-BILL	政府債	カナダ	0.00	2018年10月11日	2,600,000	1.00	2,591,747.36	1.00	2,591,747.36	7.73
6	ALBERTA (PROVINCE OF) PN	政府債	カナダ	1.68	2018年11月20日	2,000,000	0.99	1,989,712.68	0.99	1,989,712.68	5.94
7	QUEBEC T BILL	政府債	カナダ	0.00	2018年8月31日	1,700,000	1.00	1,697,966.22	1.00	1,697,966.22	5.07
8	NATIONAL BANK OF CANADA	社債	カナダ	2.794	2018年8月9日	1,600,000	1.00	1,600,381.03	1.00	1,600,381.03	4.77
9	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE BA	銀行引受手形	カナダ	1.55	2018年8月2日	1,500,000	1.00	1,499,935.92	1.00	1,499,935.92	4.48
10	NEWFOUNDLAND T-BILL	政府債	カナダ	0.00	2018年10月4日	1,500,000	1.00	1,495,720.04	1.00	1,495,720.04	4.46
11	ROYAL BANK OF CANADA BA	銀行引受手形	カナダ	1.58	2018年8月7日	1,400,000	1.00	1,399,632.50	1.00	1,399,632.50	4.18
12	ONTARIO T BILL	政府債	カナダ	0.00	2018年10月3日	1,400,000	1.00	1,396,313.52	1.00	1,396,313.52	4.17
13	CANADIAN IMPERIAL BANK BA	銀行引受手形	カナダ	1.59	2018年8月20日	1,000,000	1.00	999,164.90	1.00	999,164.90	2.98
14	NATIONAL BANK OF CANADA BA	銀行引受手形	カナダ	1.62	2018年9月7日	900,000	1.00	898,508.50	1.00	898,508.50	2.68
15	ONTARIO T BILL	政府債	カナダ	0.00	2018年8月22日	800,000	1.00	799,344.00	1.00	799,344.00	2.38
16	IBRD	社債	国際機関	2.125	2018年10月30日	500,000	1.00	500,703.18	1.00	500,703.18	1.49

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2018年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価 (ニュージーランド・ドル)		時価 (ニュージーランド・ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	KFW CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.16	2018年10月23日	18,000,000	1.00	17,910,852.09	1.00	17,910,852.09	6.36
2	EURO INVESTMENT BANK	政府債	国際機関	4.25	2018年9月10日	17,722,000	1.00	17,761,421.81	1.00	17,761,421.81	6.31
3	ING BANK NV CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.25	2018年10月26日	17,000,000	0.99	16,909,147.44	0.99	16,909,147.44	6.01
4	SUMITOMO MITSUI TRUST CD	譲渡性 預金証書	イギリス	2.25	2018年9月21日	16,000,000	1.00	16,000,000.00	1.00	16,000,000.00	5.68
5	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.27	2018年8月2日	16,000,000	1.00	15,998,996.94	1.00	15,998,996.94	5.68
6	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	2.18	2018年8月9日	16,000,000	1.00	15,992,291.75	1.00	15,992,291.75	5.68
7	EBRD CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	2.24	2018年9月5日	16,000,000	1.00	15,965,353.94	1.00	15,965,353.94	5.67
8	STANDARD CHARTERED BANK CD	譲渡性 預金証書	シンガポール	2.30	2018年9月28日	16,000,000	1.00	15,941,057.60	1.00	15,941,057.60	5.66
9	KIWI BANK LTD CP	コマーシャル ・ペーパー	ニュージーランド	2.14	2018年8月17日	15,000,000	1.00	14,985,810.15	1.00	14,985,810.15	5.32
10	DZ PRIVATBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.21	2018年8月23日	15,000,000	1.00	14,979,855.32	1.00	14,979,855.32	5.32
11	BANQUE ET CAISSE EPAR CP	コマーシャル ・ペーパー	ルクセンブルグ	2.09	2018年10月5日	15,000,000	1.00	14,943,696.65	1.00	14,943,696.65	5.31
12	COOPERATIEVE RABOBANK U.A. CD	譲渡性 預金証書	オランダ	0.00	2018年10月19日	15,000,000	1.00	14,926,360.92	1.00	14,926,360.92	5.30
13	TORONTO DOMINION BANK CD	譲渡性 預金証書	カナダ	2.10	2018年8月31日	14,000,000	1.00	14,000,000.00	1.00	14,000,000.00	4.97
14	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	2.22	2018年10月12日	14,000,000	1.00	13,938,190.61	1.00	13,938,190.61	4.95
15	OP CORPORATE BANK PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	2.18	2018年9月14日	10,000,000	1.00	9,973,501.72	1.00	9,973,501.72	3.54
16	IBRD	社債	国際機関	4.092	2018年8月24日	2,072,000	1.00	2,074,478.12	1.00	2,074,478.12	0.74
17	COOP RABOBANK	社債	オランダ	4.43	2018年8月16日	2,000,000	1.00	2,001,694.28	1.00	2,001,694.28	0.71
18	WESTPAC BANKING	社債	オーストラリア	4.42	2018年8月21日	1,242,000	1.00	1,243,369.98	1.00	1,243,369.98	0.44
19	SWEDISH EXPORT CREDIT	社債	スウェーデン	4.08	2018年8月28日	792,000	1.00	792,936.78	1.00	792,936.78	0.28
20	AUSTRALIA NZ BANK GRP	社債	オーストラリア	4.80	2018年9月27日	543,000	1.00	545,098.38	1.00	545,098.38	0.19

## ( )投資不動産物件

該当事項なし(2018年7月末日現在)。

## ( )その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2018年7月末日現在)。

## (2) 運用実績

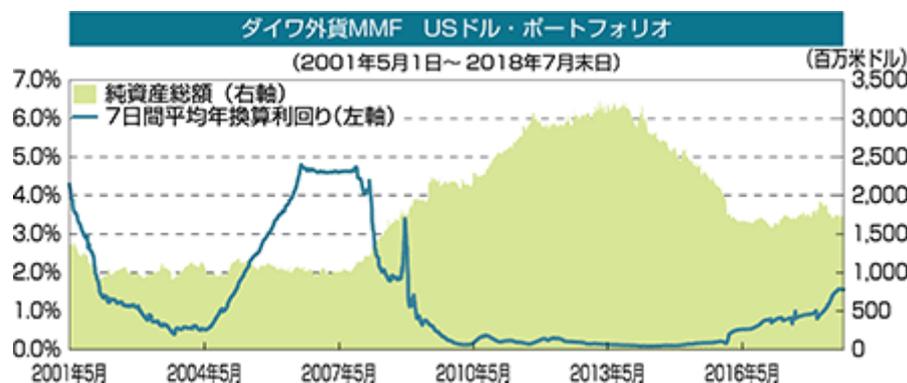
## 純資産の推移

2018年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

## USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2017年8月末日	1,737,619	192,893	0.01	1
9月末日	1,729,322	191,972	0.01	1
10月末日	1,716,507	190,549	0.01	1
11月末日	1,807,258	200,624	0.01	1
12月末日	1,811,602	201,106	0.01	1
2018年1月末日	1,918,609	212,985	0.01	1
2月末日	1,880,841	208,792	0.01	1
3月末日	1,759,390	195,310	0.01	1
4月末日	1,698,535	188,554	0.01	1
5月末日	1,759,189	195,288	0.01	1
6月末日	1,745,940	193,817	0.01	1
7月末日	1,714,866	190,367	0.01	1

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

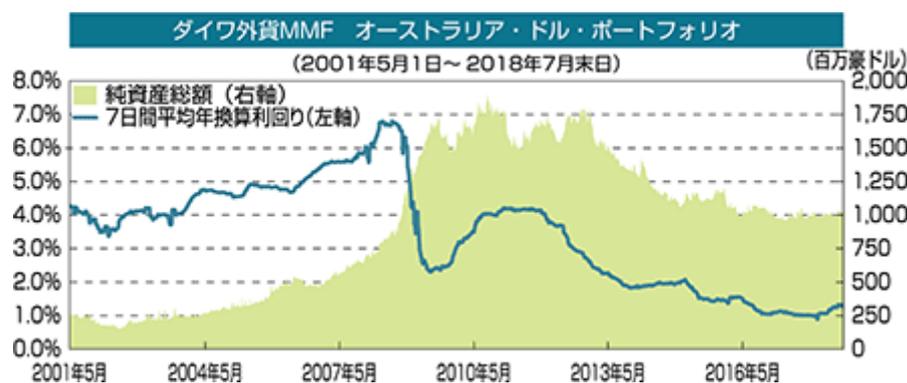


(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。以下同じ。

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2017年8月末日	997,697	82,021	0.01	1
9月末日	974,218	80,090	0.01	1
10月末日	995,451	81,836	0.01	1
11月末日	1,021,388	83,968	0.01	1
12月末日	993,955	81,713	0.01	1
2018年1月末日	1,001,014	82,293	0.01	1
2月末日	1,002,486	82,414	0.01	1
3月末日	1,002,481	82,414	0.01	1
4月末日	1,001,499	82,333	0.01	1
5月末日	992,842	81,622	0.01	1
6月末日	1,028,459	84,550	0.01	1
7月末日	1,021,350	83,965	0.01	1

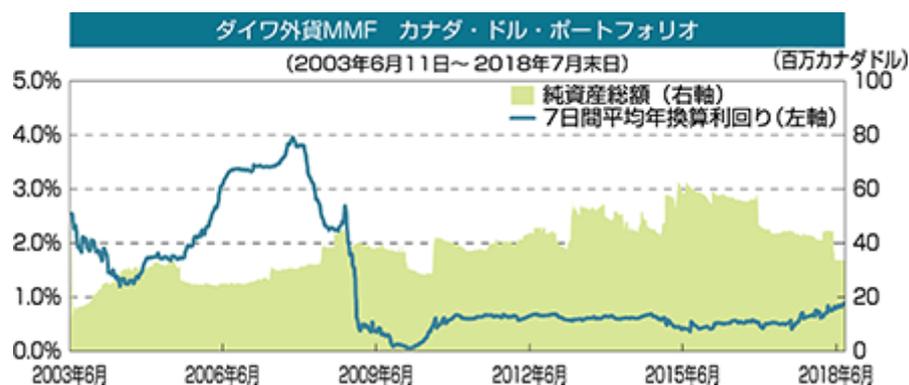
## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



## カナダ・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千カナダ・ドル	百万円	カナダ・ドル	円
2017年8月末日	43,419	3,698	0.01	1
9月末日	42,779	3,643	0.01	1
10月末日	43,009	3,663	0.01	1
11月末日	43,059	3,667	0.01	1
12月末日	42,334	3,606	0.01	1
2018年1月末日	41,258	3,514	0.01	1
2月末日	44,257	3,769	0.01	1
3月末日	44,563	3,795	0.01	1
4月末日	44,443	3,785	0.01	1
5月末日	33,701	2,870	0.01	1
6月末日	33,696	2,870	0.01	1
7月末日	33,517	2,855	0.01	1

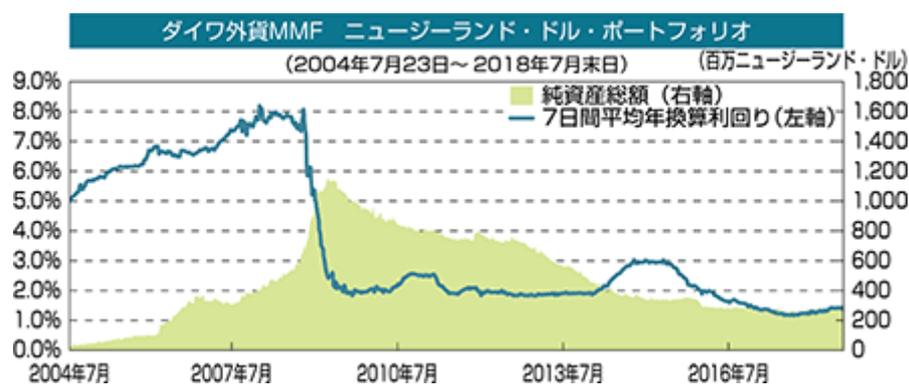
## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
2017年8月末日	258,214	19,570	0.01	1
9月末日	251,072	19,029	0.01	1
10月末日	262,429	19,889	0.01	1
11月末日	268,647	20,361	0.01	1
12月末日	269,035	20,390	0.01	1
2018年1月末日	270,740	20,519	0.01	1
2月末日	272,641	20,663	0.01	1
3月末日	274,213	20,783	0.01	1
4月末日	277,668	21,044	0.01	1
5月末日	282,919	21,442	0.01	1
6月末日	280,875	21,288	0.01	1
7月末日	281,534	21,337	0.01	1

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



## 分配の推移

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント、1豪セント、1カナダ・セントおよび1ニュージーランド・セント(各ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2018年7月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

## 月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド ・ドル)
2017年8月31日	0.07397	0.08624	0.04376	0.10066
2017年9月29日	0.07129	0.08012	0.04971	0.09433
2017年10月31日	0.07975	0.08851	0.05599	0.10721
2017年11月30日	0.07653	0.08228	0.05353	0.10208
2017年12月29日	0.07288	0.07808	0.05363	0.10048
2018年1月31日	0.07889	0.09177	0.06279	0.11450
2018年2月28日	0.07530	0.08157	0.04959	0.09915
2018年3月29日	0.08779	0.08558	0.05600	0.10465
2018年4月27日	0.09983	0.09317	0.05959	0.10571
2018年5月31日	0.13456	0.11598	0.07429	0.13134
2018年6月29日	0.12263	0.10172	0.06586	0.11211
2018年7月31日	0.13728	0.11411	0.07528	0.12340

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (%)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (%)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (%)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (%)
2017年8月31日	0.87093	1.01540	0.51523	1.18519
2017年9月29日	0.89727	1.00840	0.62566	1.18725
2017年10月31日	0.90964	1.00956	0.63863	1.22286
2017年11月30日	0.93111	1.00107	0.65128	1.24197
2017年12月29日	0.91728	0.98273	0.67499	1.26466
2018年1月31日	0.87257	1.01503	0.69449	1.26643
2018年2月28日	0.98158	1.06332	0.64644	1.29249
2018年3月29日	1.10494	1.07712	0.70482	1.31714
2018年4月27日	1.25648	1.17265	0.75001	1.33048
2018年5月31日	1.44454	1.24507	0.79752	1.40997
2018年6月29日	1.54344	1.28026	0.82892	1.41103
2018年7月31日	1.56585	1.30156	0.85866	1.40753

2018年7月末日までの1年間における上記月次分配金(10,000口当たり)の合計額は、以下のとおりである。

2017年8月～ 2018年7月	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド ・ドル)
	1.11070	1.09913	0.70002	1.29562

#### 収益率の推移

2018年7月末日までの1年間における収益率は、以下のとおりである。

2017年8月～ 2018年7月	収益率(%) <sup>(注)</sup>			
	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ
	1.11070	1.09913	0.70002	1.29562

(注) 各ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、2018年7月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a-b) / b$$

a = 2018年7月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

2018年7月末日前1年間の販売および買戻しの実績ならびに2018年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

## USドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
190,417,182,606 (190,417,182,606)	191,837,858,546 (191,837,858,546)	171,791,742,991 (171,791,742,991)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
69,593,137,663 (69,593,137,663)	68,652,923,045 (68,652,923,045)	102,105,164,559 (102,105,164,559)

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
764,078,645 (764,078,645)	1,835,001,545 (1,835,001,545)	3,351,732,664 (3,351,732,664)

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
18,323,770,066 (18,323,770,066)	15,236,018,467 (15,236,018,467)	28,183,318,256 (28,183,318,256)

[前へ](#)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a. ダイワ外貨MMFの日本語の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の中間財務書類は、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2018年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

1 米ドル	=	111.01円
1 豪ドル	=	82.21円
1 カナダ・ドル	=	85.17円
1 ニュージーランド・ドル	=	75.79円

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

ダイワ外貨MMF  
**USドル・ポートフォリオ**  
 財政状態計算書  
 2018年6月30日現在

	注記	2018年6月30日		2017年12月31日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	250,325,022	27,788,581	279,431,663	31,019,709
未収債権	6	4,532,855	503,192	4,908,493	544,892
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,3,4	1,498,016,068	166,294,764	1,531,114,112	169,968,978
資産合計		<u>1,752,873,945</u>	<u>194,586,537</u>	<u>1,815,454,268</u>	<u>201,533,578</u>
<b>負債</b>					
未払債務	7	6,933,827	769,724	3,852,109	427,623
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		<u>6,933,827</u>	<u>769,724</u>	<u>3,852,109</u>	<u>427,623</u>
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>1,745,940,118</u>	<u>193,816,812</u>	<u>1,811,602,159</u>	<u>201,105,956</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## USドル・ポートフォリオ

## 包括利益計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	注記	2018年6月30日		2017年6月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	16,884,880	1,874,391	9,009,722	1,000,169
純収益合計		16,884,880	1,874,391	9,009,722	1,000,169
<b>費用</b>					
投資運用報酬	9	1,029,899	114,329	243,081	26,984
管理事務報酬	9	287,227	31,885	116,556	12,939
副保管報酬	9	309,014	34,304	125,396	13,920
受託会社報酬	9	154,118	17,109	62,540	6,943
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	4,464,276	495,579	1,792,129	198,944
監査報酬		13,530	1,502	13,086	1,453
その他の費用		(74,752)	(8,298)	69,653	7,732
費用合計		6,183,312	686,409	2,422,441	268,915
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	11	(10,701,568)	(1,187,981)	(6,587,281)	(731,254)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

**USドル・ポートフォリオ**

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	2018年6月30日		2017年6月30日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,811,602,159	201,105,956	1,588,200,427	176,306,129
買戻可能受益証券の発行手取金	924,790,926	102,661,041	746,786,995	82,900,824
買戻可能受益証券の買戻支払金	(990,452,967)	(109,950,184)	(631,008,206)	(70,048,221)
6月30日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,745,940,118	193,816,812	1,703,979,216	189,158,733

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF  
**オーストラリア・ドル・ポートフォリオ**

財政状態計算書  
 2018年6月30日現在

	注記	2018年6月30日		2017年12月31日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	153,291,214	12,602,071	156,750,338	12,886,445
未収債権	6	301,518	24,788	5,547,527	456,062
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,3,4	878,308,111	72,205,710	835,921,624	68,721,117
資産合計		1,031,900,843	84,832,568	998,219,489	82,063,624
<b>負債</b>					
未払債務	7	3,441,491	282,925	4,264,591	350,592
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		3,441,491	282,925	4,264,591	350,592
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		1,028,459,352	84,549,643	993,954,898	81,713,032

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

## 包括利益計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

注記	2018年6月30日		2017年6月30日		
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	9,238,384	759,488	8,802,752	723,674
純収益合計		9,238,384	759,488	8,802,752	723,674
費用					
投資運用報酬	9	637,707	52,426	631,609	51,925
管理事務報酬	9	159,440	13,108	157,189	12,923
副保管報酬	9	171,704	14,116	169,280	13,917
受託会社報酬	9	85,852	7,058	84,640	6,958
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	2,479,229	203,817	2,418,287	198,807
監査報酬		12,066	992	12,134	998
その他の費用		29,398	2,417	64,653	5,315
費用合計		3,575,396	293,933	3,537,792	290,842
ファイナンス費用					
分配金	11	(5,662,988)	(465,554)	(5,264,960)	(432,832)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

**オーストラリア・ドル・ポートフォリオ**

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	2018年6月30日		2017年6月30日	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	993,954,898	81,713,032	1,006,680,783	82,759,227
買戻可能受益証券の発行手取金	304,571,686	25,038,838	285,136,206	23,441,047
買戻可能受益証券の買戻支払金	(270,067,232)	(22,202,227)	(310,067,571)	(25,490,655)
6月30日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,028,459,352	84,549,643	981,749,418	80,709,620

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF  
**カナダ・ドル・ポートフォリオ**

財政状態計算書

2018年6月30日現在

	注記	2018年6月30日		2017年12月31日	
		(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	5,206,666	443,452	4,320,131	367,946
未収債権	6	23,650	2,014	66	6
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,3,4	28,538,141	2,430,593	38,072,436	3,242,629
<b>資産合計</b>		<b>33,768,457</b>	<b>2,876,059</b>	<b>42,392,633</b>	<b>3,610,581</b>
<b>負債</b>					
未払債務	7	72,045	6,136	58,729	5,002
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		72,045	6,136	58,729	5,002
<b>買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産</b>		<b>33,696,412</b>	<b>2,869,923</b>	<b>42,333,904</b>	<b>3,605,579</b>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## 包括利益計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	注記	2018年6月30日		2017年6月30日	
		(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	267,748	22,804	139,981	11,922
純収益合計		267,748	22,804	139,981	11,922
費用					
投資運用報酬	9	18,788	1,600	987	84
管理事務報酬	9	4,808	409	713	61
副保管報酬	9	5,178	441	768	65
受託会社報酬	9	2,589	221	384	33
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	72,923	6,211	10,964	934
監査報酬		398	34	382	33
その他の費用		14,536	1,238	13,146	1,120
費用合計		119,220	10,154	27,344	2,329
ファイナンス費用					
分配金	11	(148,528)	(12,650)	(112,637)	(9,593)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

**カナダ・ドル・ポートフォリオ**

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	2018年6月30日		2017年6月30日	
	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	42,333,904	3,605,579	45,376,749	3,864,738
買戻可能受益証券の発行手取金	5,068,311	431,668	2,445,909	208,318
買戻可能受益証券の買戻支払金	(13,705,803)	(1,167,323)	(3,078,553)	(262,200)
6月30日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	33,696,412	2,869,923	44,744,105	3,810,855

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 財政状態計算書

2018年6月30日現在

	注記	2018年6月30日		2017年12月31日	
		(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	41,281,238	3,128,705	39,163,177	2,968,177
未収債権	6	230,268	17,452	158,293	11,997
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	240,202,737	18,204,965	230,897,644	17,499,732
資産合計		281,714,243	21,351,122	270,219,114	20,479,907
<b>負債</b>					
未払債務	7	838,917	63,582	1,184,469	89,771
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		838,917	63,582	1,184,469	89,771
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		280,875,326	21,287,541	269,034,645	20,390,136

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 包括利益計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	注記	2018年6月30日		2017年6月30日	
		(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
<b>収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	2,831,179	214,575	2,690,797	203,936
純収益合計		2,831,179	214,575	2,690,797	203,936
<b>費用</b>					
投資運用報酬	9	202,377	15,338	195,680	14,831
管理事務報酬	9	43,848	3,323	42,397	3,213
副保管報酬	9	47,221	3,579	45,659	3,460
受託会社報酬	9	23,611	1,789	22,829	1,730
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	681,793	51,673	652,266	49,435
監査報酬		2,262	171	2,203	167
その他の費用		16,974	1,286	26,454	2,005
費用合計		1,018,086	77,161	987,488	74,842
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	11	(1,813,093)	(137,414)	(1,703,309)	(129,094)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動					

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2018年6月30日に終了した6か月間

	2018年6月30日		2017年6月30日	
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	269,034,645	20,390,136	263,495,393	19,970,316
買戻可能受益証券の発行手取金	79,499,794	6,025,289	90,773,615	6,879,732
買戻可能受益証券の買戻支払金	(67,659,113)	(5,127,884)	(91,330,454)	(6,921,935)
6月30日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	280,875,326	21,287,541	262,938,554	19,928,113

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[前へ](#)

[次へ](#)

## ダイワ外貨MMF

## 財務書類に対する注記

2018年6月30日

## 1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書(1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済)により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行(「中央銀行」)により認可された。新目論見書は、2015年6月18日付で中央銀行により認可されている。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオであった(「サブ・ファンド」)。

当財務書類に記載されるようにダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務情報に言及する。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「管理会社」)である。

## 2. 重要な会計方針

ダイワ外貨MMFが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、財務報告基準第102号「英連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」(「FRS102」)および財務報告基準第104号「中間財務報告」(「FRS104」)を含む、財務報告評議会によって発行される会計基準に準拠して作成されている。

財務書類は継続企業を前提として作成されている。

FRS102およびFRS104に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。

ダイワ外貨MMFは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと管理会社によって指定される。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額(つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額)で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に(適用ある場合)当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、IAS39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

#### 認識/承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日(ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日)に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

#### 外貨

資産および負債は、個別ポートフォリオが運用する、主要な経済環境の通貨(機能通貨)を用いて計算される。これは、それぞれ米ドル(「USD」)、豪ドル(「AUD」)、カナダ・ドル(「CAD」)およびニュージーランド・ドル(「NZD」)である。外貨建ての資産および負債は、期末日の為替レートで米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に各基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当期の包括利益計算書に計上される。

#### 外貨換算

ダイワ外貨MMFは、日本の受益者から、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。ダイワ外貨MMFの主要な活動は、信託証書に列挙されている公認の証券取引所において取引される高品質の固定および変動金利の債券に投資することによって当期利益をもたらしつつ、元本価値を保持し、また高い流動性を維持することである。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用実績は、それぞれ米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、各通貨がそれぞれのポートフォリオの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表示する通貨とみなしている。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務書類は、それぞれポートフォリオの機能および表示通貨である、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで表示される。

#### 公正価値

ダイワ外貨MMFは、2017年1月1日以降に開始する会計期間について効力を発する、「FRS第102号の改訂 - 公正価値ヒエラルキーの開示」を早期採用している。これは、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをダイワ外貨MMFに要求している。

#### 収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

#### 費用

費用は、発生基準で会計処理される。

#### 買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類される。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドル/0.01豪ドル/0.01カナダ・ドル/0.01ニュージーランド・ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、ダイワ外貨MMFの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもダイワ外貨MMFに入れ戻すことができる。受益者がダイワ外貨MMFに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、期/年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日に各ポートフォリオに関して分配を宣言する。各ポートフォリオから分配される1口当たりの金額は、各ポートフォリオの当該通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・（価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ レベル2 USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ レベル2 AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ レベル2 CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ レベル2 NZD
<b>2018年6月30日</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債務証券	1,496,717,342	877,417,303	28,432,366	239,404,432
クーポン未収利息	1,298,726	890,808	105,775	798,305
	<b>1,498,016,068</b>	<b>878,308,111</b>	<b>28,538,141</b>	<b>240,202,737</b>
<b>2017年12月31日</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債務証券	1,530,282,781	834,780,681	37,961,290	230,408,636
クーポン未収利息	831,331	1,140,943	111,146	489,008
	<b>1,531,114,112</b>	<b>835,921,624</b>	<b>38,072,436</b>	<b>230,897,644</b>

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類される。2018年6月30日に終了した6か月間および2017年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

## 4. 投資有価証券

ダイワ外貨MMFの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、ダイワ外貨MMFが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

その他の価格リスクは、ダイワ外貨MMFの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。ダイワ外貨MMFの金融商品は、直接的にはその他の価格リスクにさらされていない。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりダイワ外貨MMFが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

## 金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、期/年度末現在の金利リスクに対するダイワ外貨MMFのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのダイワ外貨MMFの資産および取引負債が含まれている。

## USドル・ポートフォリオ

2018年6月30日

	1か月未満 USD	1～3か月 USD	3か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産					
定期預金を含む現預金	250,325,022	-	-	-	250,325,022
未収債権	-	-	-	4,532,855	4,532,855
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	563,460,666	934,555,402	-	-	1,498,016,068
資産合計	<b>813,785,688</b>	<b>934,555,402</b>	<b>-</b>	<b>4,532,855</b>	<b>1,752,873,945</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債					
未払債務	-	-	-	6,933,827	6,933,827
負債合計	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6,933,827</b>	<b>6,933,827</b>
金利感度ギャップ合計	<b>813,785,688</b>	<b>934,555,402</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

(N/A: 該当なし)

## USドル・ポートフォリオ

2017年12月31日

	1か月未満 USD	1～3か月 USD	3か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産					
定期預金を含む現預金	279,431,663	-	-	-	279,431,663
未収債権	-	-	-	4,908,493	4,908,493
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	499,665,430	1,031,448,682	-	-	1,531,114,112
資産合計	<b>779,097,093</b>	<b>1,031,448,682</b>	<b>-</b>	<b>4,908,493</b>	<b>1,815,454,268</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債					
未払債務	-	-	-	3,852,109	3,852,109
負債合計	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3,852,109</b>	<b>3,852,109</b>
金利感度ギャップ合計	<b>779,097,093</b>	<b>1,031,448,682</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2018年6月30日

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	153,291,214	-	-	-	153,291,214
未収債権	-	-	-	301,518	301,518
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	288,999,053	541,228,790	48,080,268	-	878,308,111
資産合計	<b>442,290,267</b>	<b>541,228,790</b>	<b>48,080,268</b>	<b>301,518</b>	<b>1,031,900,843</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	3,441,491	3,441,491
負債合計	-	-	-	<b>3,441,491</b>	<b>3,441,491</b>
金利感度ギャップ合計	<b>442,290,267</b>	<b>541,228,790</b>	<b>48,080,268</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2017年12月31日

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	156,750,338	-	-	-	156,750,338
未収債権	-	-	-	5,547,527	5,547,527
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	308,941,424	526,980,200	-	-	835,921,624
資産合計	<b>465,691,762</b>	<b>526,980,200</b>	<b>-</b>	<b>5,547,527</b>	<b>998,219,489</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	4,264,591	4,264,591
負債合計	-	-	-	<b>4,264,591</b>	<b>4,264,591</b>
金利感度ギャップ合計	<b>465,691,762</b>	<b>526,980,200</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

2018年6月30日

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	5,206,666	-	-	-	5,206,666
未収債権	-	-	-	23,650	23,650
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	12,092,345	16,445,796	-	-	28,538,141
資産合計	<b>17,299,011</b>	<b>16,445,796</b>	<b>-</b>	<b>23,650</b>	<b>33,768,457</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	72,045	72,045
負債合計	-	-	-	<b>72,045</b>	<b>72,045</b>
金利感度ギャップ合計	<b>17,299,011</b>	<b>16,445,796</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

2017年12月31日

	1か月未満 CAD	1～3か月 CAD	3か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	4,320,131	-	-	-	4,320,131
未収債権	-	-	-	66	66
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	15,470,894	18,796,741	3,804,801	-	38,072,436
資産合計	<b>19,791,025</b>	<b>18,796,741</b>	<b>3,804,801</b>	<b>66</b>	<b>42,392,633</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	58,729	58,729
負債合計	-	-	-	<b>58,729</b>	<b>58,729</b>
金利感度ギャップ合計	<b>19,791,025</b>	<b>18,796,741</b>	<b>3,804,801</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2018年6月30日

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	41,281,238	-	-	-	41,281,238
未収債権	-	-	-	230,268	230,268
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	84,021,360	156,181,377	-	-	240,202,737
資産合計	<b>125,302,598</b>	<b>156,181,377</b>	-	<b>230,268</b>	<b>281,714,243</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	838,917	838,917
負債合計	-	-	-	<b>838,917</b>	<b>838,917</b>
金利感度ギャップ合計	<b>125,302,598</b>	<b>156,181,377</b>	-	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2017年12月31日

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	39,163,177	-	-	-	39,163,177
未収債権	-	-	-	158,293	158,293
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	78,192,535	152,705,109	-	-	230,897,644
資産合計	<b>117,355,712</b>	<b>152,705,109</b>	-	<b>158,293</b>	<b>270,219,114</b>
（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）負債					
未払債務	-	-	-	1,184,469	1,184,469
負債合計	-	-	-	<b>1,184,469</b>	<b>1,184,469</b>
金利感度ギャップ合計	<b>117,355,712</b>	<b>152,705,109</b>	-	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、USドル・ポートフォリオについてはLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについてはBBSW（バンク・ビル・スワップ・レファレンス・レート）、カナダ・ドル・ポートフォリオについてはCDOR（カナダ・ドル・オファー・レート）、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについてはNZ Bank Bill Rate（ニュージーランド・バンク・ビル・レート）に、特定のベース・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベース・ポイントおよび50ベース・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス10ベース・ポイントからプラス50ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

#### 2018年6月30日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.04%	-0.02%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

#### 2017年12月31日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

#### 流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、ダイワ外貨MMFがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資運用会社および投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

以下の流動性リスクの表は、期/年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたダイワ外貨MMFの金融資産の分析である。

		オーストラリア USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ	
<b>2018年6月30日</b>					
現金		14.32%	14.86%	15.43%	14.67%
10日以下	<10	5.55%	5.33%	11.26%	5.33%
10 - 30日	<=30	26.67%	22.68%	14.34%	22.71%
31 - 60日	<=60	24.86%	19.06%	43.60%	25.24%
61 - 90日	<=90	27.28%	30.51%	15.37%	26.40%
91 - 180日	<=180	1.32%	7.56%	0.00%	5.65%
181 - 365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
未払金		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
<b>2017年12月31日</b>					
現金		15.44%	15.81%	10.19%	14.50%
10日以下	<10	5.47%	8.38%	7.08%	5.56%
10 - 30日	<=30	22.10%	21.20%	25.24%	18.45%
31 - 60日	<=60	26.58%	26.90%	24.75%	35.67%
61 - 90日	<=90	30.41%	27.71%	23.72%	25.82%
91 - 180日	<=180	0.00%	0.00%	9.02%	0.00%
181 - 365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
未払金		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

## 信用リスク

信用リスクは、取引相手方がダイワ外貨MMFに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にダイワ外貨MMFが負うこととなる損失によって測られる。ダイワ外貨MMFは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。ダイワ外貨MMFは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & Pグローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

受託会社のエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社(「カストディアン」)としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドを任命している。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドは、次に副保管会社(「副保管会社」)としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「BBH」)を任命している。BBHは、期末現在A+(2017年12月31日:A+)のフィッチ社信用格付を得ている。ダイワ外貨MMFの投資および現金は、期/年度末現在、副保管会社に保有されている。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、カストディアンまたは副保管会社に保管されている投資債務証券に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。ダイワ外貨MMFの組入証券は、副保管会社により別口座で保管される。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFの資産は分別管理される。しかし、ダイワ外貨MMFは、ダイワ外貨MMFの現金に関し、副保管会社または(カストディアンが利用する)預託会社の信用リスクにさらされる。副保管会社が破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFは、ダイワ外貨MMFの現金保有高に関し、副保管会社の一般債権者とみなされる。

ダイワ外貨MMFが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために毎日監視される。いかなる格付変更も、投資運用会社に報告される。

	オーストラリア		ニュージー	
	USドル・ ポートフォリオ	ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ランド・ドル・ ポートフォリオ
<b>2018年6月30日</b>				
Aaa	3.13%	13.57%	20.75%	17.53%
Aa1	2.91%	14.51%	5.92%	0.28%
Aa2	17.78%	25.02%	20.13%	21.65%
Aa3	21.53%	21.99%	15.23%	37.85%
A1	52.25%	24.91%	37.97%	22.69%
A2	2.40%	0.00%	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
<b>2017年12月31日</b>				
Aaa	8.83%	16.40%	17.15%	23.11%
Aa1	2.21%	4.63%	3.54%	0.00%
Aa2	13.28%	17.91%	26.97%	22.54%
Aa3	7.88%	23.19%	11.32%	15.78%
A1	65.15%	37.87%	41.02%	37.03%
A2	2.65%	0.00%	0.00%	1.54%
未払金	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

上表は、2018年6月30日および2017年12月31日現在のムーディーズ社の長期格付（AaaからA2まで）による保有比率を示している。AaaおよびAaの格付（上位4つの格付）へのファンドによる投資は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオでは前期末より若干増加し、カナダ・ドル・ポートフォリオでは小幅な変動にとどまった。反対に、下位2つの格付（A1およびA2）へのファンドによる投資は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオでは若干減少し、カナダ・ドル・ポートフォリオでは小幅な変動にとどまった。

USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの全体的な信用度は、前期末より若干上昇した。カナダ・ドル・ポートフォリオの信用度は、前期末とほぼ同等であった。

全体的にポートフォリオの信用度は、相応に高水準であった。

- \* （USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオで保有される）Acoss Agence Centralは、ムーディーズ社の長期格付がないがS & Pグローバル社によりAA格付を得ており、「Aa2」格付と仮定されている。
- \*\* （USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオで保有される）DZ Privatbankは、ムーディーズ社の長期格付がないがS & Pグローバル社によりAA-格付を得ており、「Aa3」格付と仮定されている。
- \*\*\* （USドル・ポートフォリオで保有される）Clearsteam Bankingは、ムーディーズ社の長期格付がないがS & Pグローバル社によりAA格付を得ており、「Aa2」格付と仮定されている。

以下の表は、各クラスが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

		オーストラリア USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ
<b>2018年6月30日</b>					
TD	現金	14.32%	14.86%	15.43%	14.67%
	未払金	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
CD	預金証書	37.03%	15.97%	0.00%	27.67%
CP	コマーシャル・ペーパー	48.65%	65.89%	0.00%	47.85%
CB	社債	0.00%	3.28%	37.22%	9.81%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%	20.13%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	10.06%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
PN	約束手形	0.00%	0.00%	17.16%	0.00%
Bonds	債券	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
<b>2017年12月31日</b>					
TD	現金	15.43%	15.81%	10.19%	14.50%
	未払金	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
CD	預金証書	31.12%	22.66%	0.00%	22.88%
CP	コマーシャル・ペーパー	53.45%	56.44%	7.08%	53.96%
CB	社債	0.00%	5.09%	30.41%	8.66%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%	21.21%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	12.26%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
PN	約束手形	0.00%	0.00%	18.85%	0.00%
Bonds	債券	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

2018年6月30日に終了した6か月間および2017年6月30日に終了した6か月間の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

##### 5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、副保管会社に保有されている。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

ダイワ外貨MMFは、未使用の米ドル建、豪ドル建、カナダ・ドル建およびニュージーランド・ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込みことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からダイワ外貨MMFに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がダイワ外貨MMFから電信為替送金される場合、または手数料がダイワ外貨MMFから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、ダイワ外貨MMFの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、当期/年度末現在副保管会社に保有されていた。

## 6. 未収債権

	USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
<b>2018年6月30日</b>				
ファンド証券売却未収金	4,532,855	301,518	23,650	230,268
	<b>4,532,855</b>	<b>301,518</b>	<b>23,650</b>	<b>230,268</b>
<b>2017年12月31日</b>				
ファンド証券売却未収金	4,908,493	5,547,527	66	158,293
	<b>4,908,493</b>	<b>5,547,527</b>	<b>66</b>	<b>158,293</b>

## 7. 未払債務

	USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
<b>2018年6月30日</b>				
ファンド証券買戻未払金	3,665,634	1,582,814	3,205	282,164
未払報酬（注9）	3,042,904	1,750,451	65,833	524,222
未払分配金	225,289	108,226	3,007	32,531
	<b>6,933,827</b>	<b>3,441,491</b>	<b>72,045</b>	<b>838,917</b>
<b>2017年12月31日</b>				
ファンド証券買戻未払金	1,276,789	2,366,044	1,860	627,654
未払報酬（注9）	2,334,318	1,757,362	52,364	501,782
未払分配金	241,002	141,185	4,505	55,033
	<b>3,852,109</b>	<b>4,264,591</b>	<b>58,729</b>	<b>1,184,469</b>

## 8. 期 / 年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2018年6月30日 (口数)	2017年12月31日 (口数)
USドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	181,160,214,704	158,820,031,710
発行受益証券	92,479,092,607	175,376,572,597
買戻受益証券	(99,045,311,912)	(153,036,389,603)
期末発行済受益証券	<b>174,593,995,399</b>	<b>181,160,214,704</b>
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	99,395,487,783	100,668,077,125
発行受益証券	30,457,168,552	74,410,030,551
買戻受益証券	(27,006,726,190)	(75,682,619,893)
期末発行済受益証券	<b>102,845,930,145</b>	<b>99,395,487,783</b>
カナダ・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	4,233,390,041	4,537,674,433
発行受益証券	506,831,071	497,561,576
買戻受益証券	(1,370,579,932)	(801,845,968)
期末発行済受益証券	<b>3,369,641,180</b>	<b>4,233,390,041</b>
ニューージーランド・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	26,903,463,460	26,349,538,600
発行受益証券	7,949,979,424	19,713,890,761
買戻受益証券	(6,765,911,256)	(19,159,965,901)
期末発行済受益証券	<b>28,087,531,628</b>	<b>26,903,463,460</b>

## 9. 報酬および費用

各ポートフォリオは、管理会社および受託会社に対して、合計して各ポートフォリオの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。各ポートフォリオはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、当該ポートフォリオから副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、ポートフォリオから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。

期 / 年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ USD	・ドル・ カナダ・ドル・ ポートフォリオ AUD	・ドル・ ランド・ドル・ ポートフォリオ CAD	・ドル・ ポートフォリオ NZD
<b>2018年6月30日</b>				
投資運用報酬	173,346	110,904	2,956	35,808
管理事務報酬	142,445	82,142	2,470	22,842
副保管報酬	153,250	88,461	2,660	24,599
受託会社報酬	76,432	44,230	1,330	12,299
販売会社報酬および代行協会員報酬	2,164,976	1,248,888	37,273	347,516
監査報酬	47,792	32,041	1,235	7,510
その他の費用	284,663	143,785	17,909	73,648
	<b>3,042,904</b>	<b>1,750,451</b>	<b>65,833</b>	<b>524,222</b>
<b>2017年12月31日</b>				
投資運用報酬	143,223	121,188	2,377	37,547
管理事務報酬	103,029	84,412	2,111	22,209
副保管報酬	110,843	90,906	2,273	23,917
受託会社報酬	55,282	45,453	1,137	11,958
販売会社報酬および代行協会員報酬	1,508,859	1,298,279	32,062	341,670
監査報酬	34,262	19,975	836	5,248
その他の費用	378,820	97,149	11,568	59,233
	<b>2,334,318</b>	<b>1,757,362</b>	<b>52,364</b>	<b>501,782</b>

## 10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社 / 代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期 / 年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期 / 年度中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

期/年度末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は、以下のとおりである。

	2018年6月30日	2017年12月31日
USドル・ポートフォリオ	2	2
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	2	2
カナダ・ドル・ポートフォリオ	1	1
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	2	2

各サブ・ファンドについての上表には、日本における販売会社である大和証券株式会社が含まれている。

#### 11. 分配方針

管理会社は、各取引日に各ポートフォリオに関して分配を宣言する。各ポートフォリオから分配される1口当たりの金額は、各ポートフォリオの当該通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

#### 12. 純資産の推移

	2018年6月30日	2017年12月31日	2017年6月30日
USドル・ポートフォリオ			
純資産額(米ドル)	1,745,940,118	1,811,602,159	1,703,979,216
受益証券数(口)	174,593,995,399	181,160,214,704	170,397,913,200
1口当たり純資産価格(米ドル)	0.01	0.01	0.01
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ			
純資産額(豪ドル)	1,028,459,352	993,954,898	981,749,418
受益証券数(口)	102,845,930,145	99,395,487,783	98,174,941,820
1口当たり純資産価格(豪ドル)	0.01	0.01	0.01
カナダ・ドル・ポートフォリオ			
純資産額(カナダ・ドル)	33,696,412	42,333,904	44,744,105
受益証券数(口)	3,369,641,180	4,233,390,041	4,474,410,276
1口当たり純資産価格(カナダ・ドル)	0.01	0.01	0.01
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ			
純資産額(ニュージーランド・ドル)	280,875,326	269,034,645	262,938,554
受益証券数(口)	28,087,531,628	26,903,463,460	26,293,854,159
1口当たり純資産価格(ニュージーランド・ドル)	0.01	0.01	0.01

#### 13. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法(改正済)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、償還もしくは譲渡が含まれる。アイルランド免税投資家(1997年租税統合法(改正済)の第739条Dに定義される。)、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法(改正済)のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

#### 14. ソフト・コミッション協定

ダイワ外貨MMFは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 15. 後発事象

2018年6月30日の後から2018年8月20日までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ 144,901,972米ドル、78,871,201豪ドル、107,754カナダ・ドルおよび17,268,578ニュージーランド・ドルの受益証券が発行された。

2018年6月30日の後から2018年8月20日までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ 182,084,503米ドル、71,530,225豪ドル、598,404カナダ・ドルおよび13,035,725ニュージーランド・ドルの受益証券が買い戻された。

E U M M F 規制（The European Union Money Market Fund Regulation）が2018年7月21日付で施行され、ダイワ外貨MMFを含む既存のMMFについては、移行期間が設定される。管理会社は、移行期間が終了する2019年1月21日までに新たな規制を遵守するために必要なあらゆる措置を講じる。

当期末後から財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

## 16. 比較数値

包括利益計算書および買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書上の比較数値は、2017年6月30日に終了した6か月間のものである。財政状態計算書には、ファンドの直近会計年度末である2017年12月31日現在の比較数値が使われている。

## 17. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2018年8月23日に承認された。

[前へ](#)      [次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

ダイワ外貨MMF  
USドル・ポートフォリオ投資有価証券明細表  
2018年6月30日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b> (2017年12月31日：0.93%)			
Mizuho Corp Bank Sydney 2.37% 31-Aug-18	37,000,000	36,854,664	2.11
Mizuho Corp Bank Sydney 2.40% 10-Sep-18	11,000,000	10,948,976	0.63
Mizuho Corp Bank Sydney 2.41% 25-Sep-18	34,000,000	33,807,753	1.93
OCBC 2.29% 21-Sep-18	31,000,000	30,841,192	1.77
United Overseas Bank 2.30% 24-Aug-18	20,000,000	19,932,819	1.14
		<hr/>	<hr/>
		132,385,404	7.58
<b>ベルギー</b> (2017年12月31日：2.86%)			
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.31% 13-Jul-18	20,000,000	19,985,963	1.15
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.32% 19-Jul-18	60,000,000	59,934,654	3.43
		<hr/>	<hr/>
		79,920,617	4.58
<b>カナダ</b> (2017年12月31日：10.19%)			
Bank of Montreal 2.25% 16-Aug-18	23,000,000	22,935,686	1.31
Bank of Montreal 2.23% 18-Sep-18	20,000,000	19,903,903	1.14
Toronto-Dominion Bank 2.26% 10-Aug-18	43,000,000	42,895,326	2.46
Toronto-Dominion Bank 2.25% 13-Sep-18	23,000,000	22,895,662	1.31
		<hr/>	<hr/>
		108,630,577	6.22
<b>フィンランド</b> (2017年12月31日：3.47%)			
OP Corporate Bank Plc 0% 17-Jul-18	25,000,000	24,976,387	1.43
OP Corporate Bank Plc 2.26% 17-Aug-18	20,000,000	19,942,572	1.14
OP Corporate Bank Plc 2.29% 14-Sep-18	27,000,000	26,873,637	1.54
		<hr/>	<hr/>
		71,792,596	4.11
<b>フランス</b> (2017年12月31日：8.32%)			
Accoss (Agence Central) 2.28% 26-Jul-18	25,000,000	24,962,300	1.43
Accoss (Agence Central) 2.29% 30-Aug-18	45,000,000	44,832,012	2.57
Accoss (Agence Central) 2.25% 13-Sep-18	12,000,000	11,945,467	0.68
Banque Federative Credit Mutuel 2.33% 19-Jul-18	45,000,000	44,950,682	2.57
Banque Federative Credit Mutuel 2.34% 19-Jul-18	12,000,000	11,986,847	0.69
Banque Federative Credit Mutuel 2.30% 23-Aug-18	20,000,000	19,933,805	1.14
		<hr/>	<hr/>
		158,611,113	9.08
<b>ドイツ</b> (2017年12月31日：5.79%)			
Allianz SE 2.30% 30-Aug-18	5,000,000	4,981,257	0.29
		<hr/>	<hr/>
		4,981,257	0.29
<b>日本</b> (2017年12月31日：14.75%)			
Chiba Bank 2.40% 05-Jul-18	15,000,000	15,000,000	0.86
Chiba Bank 2.43% 24-Jul-18	18,000,000	18,000,000	1.03
Chiba Bank 2.43% 02-Aug-18	43,000,000	43,000,000	2.46
Chugoku Bank 2.40% 08-Aug-18	75,000,000	74,816,128	4.28
Shizuoka Bank 2.35% 27-Jul-18	42,000,000	42,000,000	2.41
Shizuoka Bank 2.32% 23-Aug-18	16,000,000	16,000,000	0.92
Shizuoka Bank 2.33% 28-Sep-18	23,000,000	23,000,000	1.32
		<hr/>	<hr/>
		231,816,128	13.28

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券（続き）</b>			
<b>ルクセンブルグ（2017年12月31日：4.68%）</b>			
Banque Et Caisse Epar 2.22% 04-Sep-18	45,000,000	44,823,434	2.57
Banque Et Caisse Epar 2.22% 04-Sep-18	35,000,000	34,862,646	2.00
Clearstream Banking SA 2.30% 24-Aug-18	50,000,000	49,831,695	2.85
DZ Privatbank SA 2.28% 26-Jul-18	26,000,000	25,960,709	1.49
DZ Privatbank SA 2.32% 02-Aug-18	45,000,000	44,910,630	2.57
		<u>200,389,114</u>	<u>11.48</u>
<b>オランダ（2017年12月31日：0.00%）</b>			
ING Bank NV 2.33% 19-Jul-18	51,000,000	50,944,218	2.92
ING Bank NV 2.32% 10-Sep-18	31,000,000	30,860,971	1.77
		<u>81,805,189</u>	<u>4.69</u>
<b>ニュージーランド（2017年12月31日：3.03%）</b>			
Kiwibank Ltd 2.33% 20-Jul-18	20,000,000	19,976,838	1.14
		<u>19,976,838</u>	<u>1.14</u>
<b>ノルウェー（2017年12月31日：0.00%）</b>			
DNB Bank ASA 2.25% 18-Sep-18	34,000,000	33,835,562	1.94
		<u>33,835,562</u>	<u>1.94</u>
<b>シンガポール（2017年12月31日：5.79%）</b>			
<b>国際機関（2017年12月31日：0.00%）</b>			
EBRD 0% 04-Sep-18	55,000,000	54,786,078	3.14
		<u>54,786,078</u>	<u>3.14</u>
<b>スウェーデン（2017年12月31日：1.38%）</b>			
<b>イギリス（2017年12月31日：19.15%）</b>			
Mitsubishi Corporate Finance 2.36% 12-Jul-18	42,000,000	41,972,630	2.40
Mitsubishi UFJ Trust 2.34% 05-Jul-18	82,000,000	81,984,106	4.70
Standard Chartered Bank 2.33% 09-Jul-18	80,000,000	80,000,000	4.58
Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc 2.34% 16-Aug-18	80,000,000	80,000,000	4.58
		<u>283,956,736</u>	<u>16.26</u>
<b>アメリカ合衆国（2017年12月31日：4.13%）</b>			
Schlumberger Finance 2.32% 18-Sep-18	34,000,000	33,830,133	1.94
		<u>33,830,133</u>	<u>1.94</u>
<b>クーポン未収利息（2017年12月31日：0.05%）</b>			
		<u>1,298,726</u>	<u>0.07</u>
<b>債務証券合計（2017年12月31日：84.52%）</b>			
		<u>1,498,016,068</u>	<u>85.80</u>

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2018年6月30日

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア (2017年12月31日: 24.81%)</b>			
ANZ Bank of New Zealand Limited 2.04% 02-Oct-18	30,000,000	29,844,438	2.90
DBS Bank 2.14% 05-Jul-18	40,000,000	39,992,905	3.89
ING Bank NV Sydney 2.02% 03-Jul-18	15,000,000	14,999,163	1.46
ING Bank NV Sydney 2.10% 21-Sep-18	30,000,000	29,858,998	2.90
Mizuho Corp Bank Sydney 2.11% 12-Sep-18	30,000,000	29,874,079	2.91
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.04% 09-Aug-18	10,000,000	9,978,630	0.97
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.08% 14-Sep-18	17,000,000	16,927,852	1.65
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.09% 14-Sep-18	15,000,000	14,936,050	1.45
United Overseas Bank 1.95% 22-Aug-18	20,000,000	19,945,164	1.94
United Overseas Bank 1.98% 30-Aug-18	15,000,000	14,951,692	1.45
United Overseas Bank 2.02% 12-Sep-18	10,000,000	9,959,906	0.97
		231,268,877	22.49
<b>カナダ (2017年12月31日: 4.61%)</b>			
Toronto-Dominion Bank 2.00% 16-Aug-18	15,000,000	14,962,691	1.45
Toronto-Dominion Bank 2.29% 25-Sep-18	18,000,000	17,903,259	1.74
		32,865,950	3.19
<b>フィンランド (2017年12月31日: 4.59%)</b>			
OP Corporate Bank Plc 2.15% 19-Jul-18	4,500,000	4,495,456	0.44
OP Corporate Bank Plc 2.07% 14-Sep-18	11,000,000	10,953,439	1.06
OP Corporate Bank Plc 2.12% 28-Sep-18	30,000,000	29,845,371	2.90
		45,294,266	4.40
<b>フランス (2017年12月31日: 15.58%)</b>			
Across (Agence Central) 2.01% 09-Aug-18	30,000,000	29,936,675	2.91
Across (Agence Central) 2.19% 21-Sep-18	17,000,000	16,916,883	1.65
Banque Federative du Credit Mutuel 1.95% 29-Aug-18	45,000,000	44,859,685	4.36
Caisse Des Depos ET Consignations 1.90% 05-Sep-18	25,000,000	24,914,651	2.42
Caisse Des Depos ET Consignations 1.91% 06-Sep-18	22,000,000	21,923,337	2.13
		138,551,231	13.47
<b>ドイツ (2017年12月31日: 14.58%)</b>			
DZ Bank AG 2.14% 19-Jul-18	16,000,000	15,983,918	1.56
DZ Bank AG 2.02% 22-Aug-18	30,000,000	29,914,591	2.91
FMS Wertmanagement 1.91% 21-Aug-18	20,000,000	19,947,340	1.94
FMS Wertmanagement 1.91% 23-Aug-18	16,000,000	15,956,186	1.55
KFW 2.09% 18-Jul-18	20,000,000	19,981,520	1.94
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 2.01% 02-Aug-18	30,000,000	29,948,340	2.91
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.98% 31-Aug-18	16,000,000	15,947,466	1.55
Saxony-Anhalt 2.06% 26-Jul-18	35,000,000	34,952,298	3.40
		182,631,659	17.76
<b>ルクセンブルグ (2017年12月31日: 2.81%)</b>			

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券（続き）</b>			
<b>オランダ（2017年12月31日：0.94%）</b>			
Rabobank Nederland 2.10% 09-Jul-18	22,000,000	21,991,064	2.14
Rabobank Nederland 2.10% 24-Jul-18	24,000,000	23,969,365	2.33
		<u>45,960,429</u>	<u>4.47</u>
<b>ニュージーランド（2017年12月31日：4.52%）</b>			
Kiwibank Ltd 2.11% 13-Jul-18	10,000,000	9,993,588	0.97
		<u>9,993,588</u>	<u>0.97</u>
<b>ノルウェー（2017年12月31日：0.00%）</b>			
DNB Bank ASA 2.11% 17-Jul-18	26,000,000	25,977,265	2.53
DNB Bank ASA 2.13% 23-Jul-18	20,000,000	19,975,283	1.94
		<u>45,952,548</u>	<u>4.47</u>
<b>シンガポール（2017年12月31日：7.03%）</b>			
Standard Chartered Bank 2.30% 23-Jul-18	21,000,000	20,971,988	2.04
		<u>20,971,988</u>	<u>2.04</u>
<b>国際機関（2017年12月31日：0.00%）</b>			
EBRD 0% 05-Sep-18	20,000,000	19,931,721	1.94
Inter American Development Bank 3.75% 09-Oct-18	18,000,000	18,080,912	1.76
		<u>38,012,633</u>	<u>3.70</u>
<b>イギリス（2017年12月31日：4.52%）</b>			
Bank of Montreal 2.08% 11-Jul-18	20,000,000	20,000,000	1.94
Bank of Montreal 1.95% 16-Aug-18	26,000,000	26,000,000	2.53
Standard Chartered Bank 2.35% 21-Sep-18	25,000,000	24,868,593	2.42
		<u>70,868,593</u>	<u>6.89</u>
<b>アメリカ合衆国（2017年12月31日：0.00%）</b>			
Nestle Holdings 3.875% 19-Jul-18	15,034,000	15,045,541	1.46
		<u>15,045,541</u>	<u>1.46</u>
<b>クーポン未収利息（2017年12月31日：0.11%）</b>			
		<u>890,808</u>	<u>0.09</u>
<b>債務証券合計（2017年12月31日：84.10%）</b>			
		<u>878,308,111</u>	<u>85.40</u>

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2018年6月30日

	名目保有高	公正価額 (カナダ・ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
<b>カナダ</b> (2017年12月31日 : 80.55%)			
Alberta (Province of) 1.36% 31-Jul-18	2,000,000	1,997,891	5.93
Bank of Nova Scotia 2.75% 13-Aug-18	3,100,000	3,103,778	9.21
British Columbia (Province of) 1.45% 12-Sep-18	2,600,000	2,592,592	7.70
Canadian Imperial Bank of Commerce 1.55% 02-Aug-18	1,500,000	1,498,071	4.45
Canadian Imperial Bank of XCommerce 1.59% 20-Aug-18	1,000,000	997,890	2.96
Manitoba T-Bill 0% 04-Jul-18	3,200,000	3,199,880	9.50
National Bank of Canada 1.62% 07-Sep-18	900,000	897,340	2.66
National Bank of Canada 2.794% 09-Aug-18	1,600,000	1,601,762	4.75
New Brunswick T-Bill 0% 10-Jul-18	500,000	499,868	1.48
Ontario T-Bill 0% 22-Aug-18	800,000	798,438	2.37
Quebec T-Bill 0% 06-Jul-18	600,000	599,933	1.78
Quebec T-Bill 0% 31-Aug-18	1,700,000	1,696,001	5.03
Royal Bank of Canada FRN 30-Jul-18	1,450,000	1,450,211	4.30
Saskatchewan (Province of) 1.35% 24-Jul-18	1,200,000	1,199,056	3.56
Toyota Credit Canada Inc 2.75% 18-Jul-18	3,100,000	3,101,384	9.21
		25,234,095	74.89
<b>デンマーク</b> (2017年12月31日 : 0.00%)			
Kommunekredit 0.875% 07-Aug-18	3,200,000	3,198,271	9.49
		3,198,271	9.49
<b>フランス</b> (2017年12月31日 : 7.09%)			
<b>オランダ</b> (2017年12月31日 : 2.03%)			
クーポン未収利息 (2017年12月31日 : 0.26%)		105,775	0.31
<b>債務証券合計</b> (2017年12月31日 : 89.93%)		28,538,141	84.69

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2018年6月30日

債務証券	名目保有高	公正価額 (ニュージーランド・ドル)	純資産 比率(%)
<b>オーストラリア</b> (2017年12月31日：6.17%)			
Mizuho Corp Bank Sydney 2.28% 23-Jul-18	17,000,000	16,977,520	6.05
Toyota Finance Australia 4.37% 30-Jul-18	4,992,000	4,999,569	1.78
Westpac Banking 4.42% 21-Aug-18	1,242,000	1,245,424	0.44
		23,222,513	8.27
<b>カナダ</b> (2017年12月31日：5.20%)			
Toronto-Dominion Bank 2.10% 31-Aug-18	14,000,000	14,000,000	4.99
		14,000,000	4.99
<b>フィンランド</b> (2017年12月31日：3.33%)			
OP Corporate Bank Plc 2.18% 14-Sep-18	10,000,000	9,955,435	3.55
		9,955,435	3.55
<b>フランス</b> (2017年12月31日：11.14%)			
Across (Agence Central) 2.27% 02-Aug-18	16,000,000	15,968,905	5.68
Banque Federative Credit Mutuel 2.09% 12-Jul-18	15,000,000	14,991,339	5.34
		30,960,244	11.02
<b>ドイツ</b> (2017年12月31日：16.69%)			
Landwirtschaft Rentenbank 2.07% 05-Jul-18	15,000,000	14,997,424	5.34
		14,997,424	5.34
<b>ルクセンブルグ</b> (2017年12月31日：6.30%)			
DZ Privatbank SA 2.21% 23-Aug-18	15,000,000	14,952,386	5.32
		14,952,386	5.32
<b>オランダ</b> (2017年12月31日：7.48%)			
COOP Rabobank 4.43% 16-Aug-18	2,000,000	2,005,083	0.71
ING Bank NV 2.36% 26-Jul-18	17,000,000	16,973,410	6.04
Rabobank Nederland 2.25% 19-Jul-18	15,000,000	14,984,154	5.34
		33,962,647	12.09
<b>ニュージーランド</b> (2017年12月31日：5.57%)			
Kiwibank Ltd 2.14% 17-Aug-18	15,000,000	14,959,204	5.33
		14,959,204	5.33
<b>ノルウェー</b> (2017年12月31日：5.93%)			
DNB Bank ASA 2.18% 09-Aug-18	16,000,000	15,963,386	5.68
		15,963,386	5.68
<b>シンガポール</b> (2017年12月31日：5.93%)			
Standard Chartered Bank 2.30% 28-Sep-18	16,000,000	15,910,570	5.67
		15,910,570	5.67
<b>国際機関</b> (2017年12月31日：4.84%)			
EBRD 2.24% 05-Sep-18	16,000,000	15,935,657	5.67
Euro Investment Bank 4.25% 10-Sep-18	17,722,000	17,790,988	6.33
		33,726,645	12
<b>スウェーデン</b> (2017年12月31日：0.00%)			
Swedish Export Credit 4.08% 28-Aug-18	792,000	793,978	0.28
		793,978	0.28

債務証券（続き）	名目保有高	公正価額 （ニュージージー ランド・ドル）	純資産 比率(%)
<b>イギリス</b> （2017年12月31日：5.55%）			
Sumitomo Mitsui Trust 2.25% 21-Sep-18	16,000,000	16,000,000	5.70
		<u>16,000,000</u>	<u>5.70</u>
<b>アメリカ合衆国</b> （2017年12月31日：1.51%）			
クーポン未収利息（2017年12月31日：0.18%）		798,305	0.28
		<u>798,305</u>	<u>0.28</u>
<b>債務証券合計</b> （2017年12月31日：85.82%）		240,202,737	85.52
		<u><u>240,202,737</u></u>	<u><u>85.52</u></u>

ダイワ外貨MMF  
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2018年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 2.29% 30-Aug-18	45,000,000	
Cades (Caisse D'Amortissement Dette) 1.73% 18-Apr-18	80,000,000	
Caisse Des Depos ET Consignations 2.06% 05-Jun-18	47,000,000	
Chugoku Bank 1.91% 08-May-18	56,000,000	
Chugoku Bank 2.40% 08-Aug-18	75,000,000	
Clearstream 2.30% 24-Aug-18	50,000,000	
DBS Bank 2.04% 04-Jun-18	50,000,000	
DZ Privatbank SA 1.80% 02-May-18	45,000,000	
EBRD 0% 04-Sep-18	55,000,000	
ING Bank NV 2.33% 19-Jul-18	51,000,000	
Mitsubishi Corporate Finance 1.74% 12-Apr-18	46,000,000	
Mitsubishi UFJ Trust 1.74% 04-Apr-18	82,000,000	
Mitsubishi UFJ Trust 2.34% 05-Jul-18	82,000,000	
National Bank of Canada 2.00% 01-Jun-18	45,000,000	
OCBC 2.08% 11-Jun-18	48,000,000	
Standard Chartered Bank 1.71% 10-Apr-18	79,000,000	
Standard Chartered Bank 2.33% 09-Jul-18	80,000,000	
Sumitomo Mitsui Banking Corp 2.32% 19-Jul-18	60,000,000	
Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc 1.87% 15-May-18	68,000,000	
Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc 2.34% 16-Aug-18	80,000,000	

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2018年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 1.85% 09-May-18	30,000,000	
Across (Agence Central) 2.01% 09-Aug-18	30,000,000	
ANZ Banking Group 2.04% 02-Oct-18	30,000,000	
Bank of Montreal 1.95% 16-Aug-18	26,000,000	
Banque Federative du Credit Mutuel 1.95% 29-Aug-18	45,000,000	
Banque Federative du Credit Mutuel 1.99% 29-May-18	45,000,000	
Cades (Caisse D'Amortissement Dette) 1.81% 11-Apr-18	30,000,000	
DBS Bank Sydney 1.77% 05-Apr-18	45,000,000	
DBS Bank Sydney 2.14% 05-Jul-18	40,000,000	
DZ Bank Ag 2.02% 22-Aug-18	30,000,000	
DZ Privatbank 1.99% 22-May-18	30,000,000	
ING Bank NV Sydney 2.10% 21-Sep-18	30,000,000	
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.81% 02-May-18	35,000,000	
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 2.01% 02-Aug-18	30,000,000	
Mizuho Corp Bank Sydney 2.11% 12-Sep-18	30,000,000	
NRW Bank 1.86% 16-May-18	46,000,000	
OP Corporate Bank Plc 2.05% 28-Jun-18	30,000,000	
OP Corporate Bank Plc 2.12% 28-Sep-18	30,000,000	
Saxony-Anhalt 1.82% 26-Apr-18	40,000,000	
Saxony-Anhalt 2.06% 26-Jul-18	35,000,000	

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

ダイワ外貨MMF  
カナダ・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2018年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Alberta (Province of) 1.34% 15-May-18	2,000,000	
Alberta (Province of) 1.36% 31-Jul-18	2,000,000	
Bank of Montreal 1.45% 02-Apr-18	2,025,000	
Bank of Montreal 6.02% 02-May-18	3,300,000	
Bank of Nova Scotia 2.242% 22-Mar-18	2,300,000	
Bank of Nova Scotia 2.75% 13-Aug-18	3,100,000	
Bank of Nova Scotia FRN 20-Apr-18	3,200,000	
Bank Nederlandse Gemeenten 0.5% 27-Jun-18	2,700,000	
British Columbia (Province of) 1.32% 13-Jun-18	1,800,000	
British Columbia (Province of) 1.45% 12-Sep-18	2,600,000	
Canadian Imperial Bank of Commerce 1.55% 22-May-18	1,700,000	
Kommunekredit 0.875% 07-Aug-18	3,200,000	
Manitoba T-Bill 0% 04-Apr-18	1,700,000	
Manitoba T-Bill 0% 04-Jul-18	3,200,000	
Newfoundland T-Bill 0% 12-Apr-18	1,700,000	
Ontario T-Bill 0% 20-Jun-18	2,745,000	2,745,000
Ontario T-Bill 0% 28-Mar-18	2,561,000	
Quebec T-Bill 0% 31-Aug-18	1,700,000	
Saskatchewan (Province of) 1.35% 20-Jun-18	2,000,000	2,000,000
Toyota Credit Canada Inc 2.75% 18-Jul-18	3,100,000	

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の2銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期においてその他の投資有価証券の売却は行われなかった。すべてのその他の投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2018年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 2.10% 02-May-18	15,000,000	
Across (Agence Central) 2.27% 02-Aug-18	16,000,000	
Banque Federative du Credit Mutuel 1.99% 10-Apr-18	15,000,000	
Banque Federative du Credit Mutuel 2.09% 12-Jul-18	15,000,000	
Bank Nederlandse Gemeenten 2.22% 05-Jun-18	16,000,000	
Caisse Des Depos ET Consignations 1.93% 23-Apr-18	16,000,000	
DNB Bank ASA 2.18% 09-Aug-18	16,000,000	
DZ Privatbank SA 2.24% 23-May-18	16,000,000	
EBRD 2.24% 05-Sep-18	16,000,000	
Euro Investment Bank 4.25% 10-Sep-18	17,722,000	
ING Bank NV 2.36% 26-Jul-18	17,000,000	
KFW 2.17% 28-Jun-18	16,000,000	
Kiwibank Ltd 2.01% 18-May-18	15,000,000	
Kiwibank Ltd 2.14% 17-Aug-18	15,000,000	
Landwirtschaft Renten 2.07% 05-Jul-18	15,000,000	
Mizuho Corp Bank Sydney 2.28% 23-Jul-18	17,000,000	
Queensland Treasury 2.02% 04-Apr-18	15,000,000	
Standard Chartered Bank 2.30% 28-Sep-18	16,000,000	
Sumitomo Mitsui Trust 2.25% 21-Sep-18	16,000,000	
United Overseas Bank 2.08% 18-Apr-18	15,000,000	

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2018年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約5,828万円)および6,250万ユーロ(約81億2,063万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=145.69円、1ユーロ=129.93円)による。以下同じ。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、各ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。( )管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または( )十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または( )受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、( )の場合には直ちに、( )および( )の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務および2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、各ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。)につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、各ポートフォリオに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

#### 受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとする。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

2018年7月末日現在、管理会社は、ダイワ外貨MMFを含むアイルランド籍契約型投資信託5本（純資産総額：1,907,730,572.55米ドル、1,061,548,388.96豪ドル、4,723,114.21ユーロ、49,848,482.76カナダ・ドル、281,533,682.00ニュージーランド・ドル、62,776,233,717円および1,333,777,729.36ノルウェー・クローネ）の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	MMF	1	1,714,865,870.50米ドル
			1,021,349,642.21豪ドル
			33,517,411.01カナダ・ドル
			281,533,682.00ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	192,864,702.05米ドル
			40,198,746.75豪ドル
			4,723,114.21ユーロ
			16,331,071.75カナダ・ドル
			62,776,233,717円
			1,333,777,729.36ノルウェー・クローネ

### (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事および与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します。

## 表紙

<訂正前>

（前 略）

## 届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

- ( )USドル・ポートフォリオ  
100億アメリカ合衆国ドル(約1兆935億円)を上限とする。
  - ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
100億オーストラリア・ドル(約8,261億円)を上限とする。
  - ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ  
100億カナダ・ドル(約8,493億円)を上限とする。
  - ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
100億ニュージーランド・ドル(約7,718億円)を上限とする。
- (注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円、1豪ドル=82.61円、1カナダ・ドル=84.93円および1ニュージーランド・ドル=77.18円)による。

（後 略）

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

- ( )USドル・ポートフォリオ  
100億アメリカ合衆国ドル(約1兆1,101億円)を上限とする。
  - ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
100億オーストラリア・ドル(約8,221億円)を上限とする。
  - ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ  
100億カナダ・ドル(約8,517億円)を上限とする。
  - ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
100億ニュージーランド・ドル(約7,579億円)を上限とする。
- (注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円、1豪ドル=82.21円、1カナダ・ドル=85.17円および1ニュージーランド・ドル=75.79円)による。

(後略)

## 第一部 証券情報

### (3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

( ) USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆935億円)を上限とする。

( ) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

100億豪ドル(約8,261億円)を上限とする。

( ) カナダ・ドル・ポートフォリオ

100億カナダ・ドル(約8,493億円)を上限とする。

( ) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

100億ニュージーランド・ドル(約7,718億円)を上限とする。

(注1) 米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、便宜上、それぞれ2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円、1豪ドル=82.61円、1カナダ・ドル=84.93円および1ニュージーランド・ドル=77.18円)による。

(後略)

<訂正後>

( ) USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆1,101億円)を上限とする。

( ) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

100億豪ドル(約8,221億円)を上限とする。

( ) カナダ・ドル・ポートフォリオ

100億カナダ・ドル(約8,517億円)を上限とする。

( ) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

100億ニュージーランド・ドル(約7,579億円)を上限とする。

(注1) 米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、便宜上、それぞれ2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円、1豪ドル=82.21円、1カナダ・ドル=85.17円および1ニュージーランド・ドル=75.79円)による。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けAIF（有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。）としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令（有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。）にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書（改訂済）に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、AIFMD（有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。）第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守（様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。）を確保する責任を負う。

（後略）

## &lt;訂正後&gt;

欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131)(改訂済)の適用をうけて、2019年1月21日(以下「本効力発生日」という。)より、以下に詳述されるとおり、ファンドの目的および投資方針等が変更される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けAIF(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、AIFMD(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けAIFCNAVMMF(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令およびMMF規則(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、AIFMD(有価証券届出書「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。」

(後略)

## (3) ファンドの仕組み

## 管理会社の概況

## (ホ)大株主の状況

## &lt;訂正前&gt;

(2018年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

## &lt;訂正後&gt;

(2018年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前 略)

効率的なポートフォリオ運用

(中 略)

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接のおよび間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接のおよび間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。投資運用会社は、金融派生商品の利用がファンドの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想している。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

(中 略)

レボ/逆レボ契約および株貸付契約

AIFルールブックに定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレボ契約、逆レボ契約および/または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レボ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。逆レボ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

効率的なポートフォリオ運用

(中 略)

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。投資運用会社は、金融派生商品の利用がファンドの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想している。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。」

(中 略)

レポ/リバースレポ契約および株貸付契約

AIFルールブックに定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレポ契約、リバースレポ契約および/または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。リバースレポ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

本効力発生日より、以下が追加される。

「管理会社は現時点では、各ポートフォリオのために金融派生商品に投資することを意図していないが、将来において金融派生商品に投資しようとする場合、アイルランド中央銀行に対してリスク管理プロセスが提出されるまでは、そのような金融派生商品の使用は行われぬ。」

(後 略)

## (5) 投資制限

### < 訂正前 >

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

- (a) ポートフォリオは、その純資産総額の20%を超えて公認の証券取引所において売買または取引されていない証券に投資することができない。
- (b) ポートフォリオは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、欧州連合非加盟国もしくは一または複数の欧州連合加盟国が加盟している国際機関、欧州連合加盟国ではない10ECD加盟国(当該証券が国際的な格付機関により投資適格として格付される場合)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、アフリカ開発銀行、世界銀行、米州開発銀行、欧州連合、学生ローン・マーケティング組合(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシーバレー・オーソリティにより発行または保証される譲渡性のある証券、および連邦住宅抵当公庫(ファニメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニメイ)等のアメリカ合衆国の信用力に裏付けられた証券にポートフォリオの純資産総額の100%を上限として投資することのみできる。
- (c) ポートフォリオの純資産総額の10%を超えていかなる一機関の預託金に投資してはならない。ただし、本制限は、以下の機関への預託金、以下の機関により発行される預託金に裏付けられる証券または保証された証券については、ポートフォリオの純資産総額の30%までとする。( ) 欧州経済地域(EEA)加盟国(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関、( ) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された金融機関、( ) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにて認可された銀行、( ) 受託会社、( ) アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関連会社である金融機関。
- (d) ポートフォリオは、一発行会社のいかなる種類の証券についても、その20%を超えて保有することができない。かかる制限は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資には適用されない。
- (e) ポートフォリオは、その純資産額の20%を超えて、同一の機関により発行される証券に投資してはならない。かかる制限は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。

- (f) ダイワ外貨MMFまたは管理会社が運用するすべてのポートフォリオに関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (g) ポートフォリオは、以下の要件に従って、その他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券を取得することができる。
- ポートフォリオは、当該スキームの純資産額の30%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオは、規制されていないスキームの純資産額の20%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオが、その管理会社もしくはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはこれらのいずれかの関連会社により運用されている投資信託の受益証券に投資する場合、投資が行われる当該投資信託の管理会社が、通常課金される事前/当初/買戻し手数料を放棄している場合、ポートフォリオは、管理会社またはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが受領する手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に組み入れられなければならないことを確保するものとする。
- (h) アイルランド中央銀行は、AIFルールブックおよび本書に定める欧州連合加盟国以外で認可を受け、または設立された、当該国の法令に基づき、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資を行う、他の集団投資スキームまたは会社に投資を行うポートフォリオに対する制限の緩和を認めることができる。これは、ポートフォリオが当該証券に最も効果的に投資できる方法である。
- (i) アイルランド中央銀行は、ポートフォリオが有限責任会社またはその他のコンジット・ビークルの株式を全株保有し、アイルランド中央銀行が受益者の利益となると十分に判断する理由により、AIFルールブックをもって許可される投資対象に投資する権限を付与することができる。
- (j) ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限の範囲内において、ポートフォリオの効率的な運用を目的とし、また、為替リスクを回避するための技法および手段を採用することができる。
- (k) ポートフォリオは、譲渡性のある証券について、所有していない場合には、当該証券を売却することができない。
- (l) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、公認の証券取引所で取引されまたは取り扱われている譲渡性のある証券にかかるワラントに投資することができない。
- (m) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、A1またはP1を下回る格付を取得している銀行以外の企業の債務証券に投資することができない。
- (n) 管理会社が投資運用会社と協議の上別途決定しない限り、ポートフォリオの純資産額の50%以上は、常時日本の金融商品取引法上の有価証券の定義に該当する有価証券に投資される。
- (o) 投資は、満期までの残存期間が397日以内の債務に対してのみ行うことができる。
- (p) ポートフォリオは、債券の発行による資金調達を行わない。

(q) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していない。

投資制限は、投資対象購入時に適用され、継続して適用されるものとみなされる。各ポートフォリオの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、各制限の比率を超えた場合、ポートフォリオは受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければならない。

ポートフォリオは、リスク分散原則を遵守する限りにおいて、その設定日から6か月間、かかる投資制限から逸脱することができる。

#### 借入制限

(a) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の25%を上限として借入れを行うことができる。ポートフォリオは、ポートフォリオの資産に当該借入れの譲渡担保、質権または担保を設定することができる。

(b) ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローン契約により外貨を取得することができる。かかる手法により取得された外貨は、上記(a)に定める借入制限の目的において借入れには該当しない。ただし、相殺される預託金は、

( ) ポートフォリオの基準通貨建てで、かつ

( ) 外貨ローン残額以上であることとする。

(後 略)

#### <訂正後>

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

本効力発生日までは、以下が適用される。

⌈(a) ポートフォリオは、その純資産総額の20%を超えて公認の証券取引所において売買または取引されていない証券に投資することができない。

(b) ポートフォリオは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、欧州連合非加盟国もしくは一または複数の欧州連合加盟国が加盟している国際機関、欧州連合加盟国ではない10ECD加盟国(当該証券が国際的な格付機関により投資適格として格付される場合)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、アフリカ開発銀行、世界銀行、米州開発銀行、欧州連合、学生ローン・マーケティング組合(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシーバレー・オーソリティにより発行または保証される譲渡性のある証券、および連邦住宅抵当公庫(ファニメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニメイ)等のアメリカ合衆国の信用力に裏付けられた証券にポートフォリオの純資産総額の100%を上限として投資することのみできる。

- (c) ポートフォリオの純資産総額の10%を超えていかなる一機関の預託金に投資してはならない。ただし、本制限は、以下の機関への預託金、以下の機関により発行される預託金に裏付けられる証券または保証された証券については、ポートフォリオの純資産総額の30%までとする。( ) 欧州経済地域(EEA)加盟国(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関、( ) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された金融機関、( ) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにて認可された銀行、( ) 受託会社、( ) アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関連会社である金融機関。
- (d) ポートフォリオは、一発行会社のいかなる種類の証券についても、その20%を超えて保有することができない。かかる制限は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資には適用されない。
- (e) ポートフォリオは、その純資産額の20%を超えて、同一の機関により発行される証券に投資してはならない。かかる制限は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。
- (f) ダイワ外貨MMFまたは管理会社が運用するすべてのポートフォリオに関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (g) ポートフォリオは、以下の要件に従って、その他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券を取得することができる。
- ポートフォリオは、当該スキームの純資産額の30%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオは、規制されていないスキームの純資産額の20%を超えて投資してはならない。
- ポートフォリオが、その管理会社もしくはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはこれらのいずれかの関連会社により運用されている投資信託の受益証券に投資する場合、投資が行われる当該投資信託の管理会社が、通常課金される事前/当初/買戻し手数料を放棄している場合、ポートフォリオは、管理会社またはエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが受領する手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に組み入れられなければならないことを確保するものとする。
- (h) アイルランド中央銀行は、AIFルールブックおよび本書に定める欧州連合加盟国以外で認可を受け、または設立された、当該国の法令に基づき、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資を行う、他の集団投資スキームまたは会社に投資を行うポートフォリオに対する制限の緩和を認めることができる。これは、ポートフォリオが当該証券に最も効果的に投資できる方法である。
- (i) アイルランド中央銀行は、ポートフォリオが有限責任会社またはその他のコンジット・ビークルの株式を全株保有し、アイルランド中央銀行が受益者の利益となると十分に判断する理由により、AIFルールブックをもって許可される投資対象に投資する権限を付与することができる。
- (j) ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限の範囲内において、ポートフォリオの効率的な運用を目的とし、また、為替リスクを回避するための技法および手段を採用することができる。
- (k) ポートフォリオは、譲渡性のある証券について、所有していない場合には、当該証券を売却することができない。

- (l) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、公認の証券取引所で取引されまたは取り扱われている譲渡性のある証券にかかるワラントに投資することができない。
- (m) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、A1またはP1を下回る格付を取得している銀行以外の企業の債務証券に投資することができない。
- (n) 管理会社が投資運用会社と協議の上別途決定しない限り、ポートフォリオの純資産額の50%以上は、常時日本の金融商品取引法上の有価証券の定義に該当する有価証券に投資される。
- (o) 投資は、満期までの残存期間が397日以内の債務に対してのみ行うことができる。
- (p) ポートフォリオは、債券の発行による資金調達を行わない。
- (q) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していない。

投資制限は、投資対象購入時に適用され、継続して適用されるものとみなされる。各ポートフォリオの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、各制限の比率を超えた場合、ポートフォリオは受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければならない。

ポートフォリオは、リスク分散原則を遵守する限りにおいて、その設定日から6か月間、かかる投資制限から逸脱することができる。

#### 借入制限

- (a) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の25%を上限として借入れを行うことができる。ポートフォリオは、ポートフォリオの資産に当該借入れの譲渡担保、質権または担保を設定することができる。
- (b) ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローン契約により外貨を取得することができる。かかる手法により取得された外貨は、上記(a)に定める借入制限の目的において借入れには該当しない。ただし、相殺される預託金は、
  - ( ) ポートフォリオの基準通貨建てで、かつ
  - ( ) 外貨ローン残額以上であることとする。』

本効力発生日より、以下が適用される。

「1 適格資産

ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に限り、MMF規則に明記される条件に従ってのみ投資するものとする。

1.1 短期金融商品

1.2 適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー(以下「A B C P」という。)

1.3 金融機関の預金

1.4 金融派生商品

1.5 MMF規則第14条に定める条件を満たすレポ契約

1.6 MMF規則第15条に定める条件を満たすりバースレポ契約

1.7 その他のMMFの受益証券または投資証券

2 投資制限

2.1 ポートフォリオは、

(a) その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびA B C Pに投資してはならない。

(b) その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に投資してはならない。ただし、MMFが所在するEU加盟国の銀行セクターの構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他のEU加盟国で預金することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができる。

2.2 第2.1項(a)の適用除外として、変動NAV MMFは、その資産の5%を超えて投資する各発行体において、当該変動NAV MMFが保有する短期金融商品、証券化商品およびA B C Pの合計がその資産の価値の40%を超えないことを条件として、同一発行体により発行された短期金融商品、証券化商品およびA B C Pにその資産の10%を上限として投資することができる。

2.3 証券化商品およびA B C Pに対するポートフォリオのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えてはならない。

MMF規則第11条(4)に言及される委任された行為適用日以降、証券化商品およびA B C Pに対するMMFのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の20%を超えてはならないが、この場合、シンプルで透明性があり標準化された(STS)証券化商品およびA B C Pの基準を満たさない証券化商品およびA B C PにMMFの資産の15%を上限として投資することができる。

2.4 MMF規則第13条に定める条件を満たす店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、ポートフォリオの資産の5%を超えてはならない。

- 2.5 レポ契約の一部としてポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとする。
- 2.6 リバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供される現金総額は、ポートフォリオの資産の15%を超えてはならない。
- 2.7 上記第2.1項および第2.4項にかかわらず、合算した場合MMFの資産の15%を超えて単一の機関に投資されることになる場合、MMFは以下のいずれも合算してはならない。
- (a) 当該機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびA B C Pへの投資
  - (b) 当該機関の預金
  - (c) 当該機関に対する取引相手方リスクのエクスポージャーを提供する店頭金融派生商品
- 2.8 第2.7項に定める分散要件の適用除外として、MMFが所在するEU加盟国の金融市場の構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、ポートフォリオが他のEU加盟国の金融機関を使用することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオは、単一の機関へのポートフォリオの資産の20%の最大投資額を上限として、(a)から(c)に言及される種類の投資を合算することができる。
- 2.9 EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品に対し、ポートフォリオはその資産の100%を上限として投資することができる。
- 2.10 第2.9項は、以下の要件のすべてが満たされる場合にのみ適用されるものとする。
- (a) MMFが、当該発行体により発行される少なくとも6つの異なる銘柄の短期金融商品を保有すること。
  - (b) MMFが、同一の銘柄の短期金融商品への投資を、その資産の30%を上限とすること。
  - (c) MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織をそのファンド規則または設立文書に明記すること。
  - (d) MMFが、適用除外の利用について注意を喚起し、かつ、MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織を示す目につく記述をその目論見書および販売資料に含めること。

- 2.11 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、ポートフォリオは、EU加盟国にその登録上の事務所を有し、債券保有者を保護することを目的とした特別な公的監督に法律により服する単一の金融機関により発行される債券に、その資産の10%までを投資することができる。特に、当該債券の発行代金は、法律に従い、当該債券の存続期間にわたり当該債券に帰属する請求権を弁済することができ、かつ、発行体が債務不履行に陥った場合に、元本の返済および既発生の利息の支払に優先的に使用される資産に投資されるものとする。
- 2.12 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.11項に定める債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、ポートフォリオの資産価値の40%を超えてはならない。
- 2.13 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、委任規則(EU)2015/61の第10条(1)(f)または第11条(1)(c)に定める要件が満たされる場合、ポートフォリオは、第2.12項に言及される資産への投資の可能性を含め、同一の金融機関により発行される債券に、その資産の20%までを投資することができる。
- 2.14 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.13項に言及される債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、第2.11項に言及される資産への投資の可能性を含め、同項に定める制限を遵守して、ポートフォリオの資産価値の60%を超えてはならない。
- 2.15 欧州議会および理事会指令2013/34/EUに基づく連結決算の関係において、または認知された国際的な会計規則に基づき同一のグループに含まれる会社は、第2.1項から第2.8項に言及される制限の計算の目的上、単一の機関とみなされるものとする。
- 3 適格なMMFの受益証券または投資証券
- 3.1 ポートフォリオは、他のMMF(以下「対象MMF」という。)の受益証券または投資証券を取得することができる。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とする。
- (a) ファンド規則または設立文書上、合計で対象MMFの資産の10%を超えてその他のMMFの受益証券または投資証券に投資しないものとされていること。
- (b) 対象MMFが、取得側のMMFの受益証券または投資証券を保有していないこと。
- 3.2 その受益証券または投資証券が取得されているポートフォリオは、取得者であるMMFがその受益証券または投資証券を保有している間、取得側のMMFに投資してはならない。
- 3.3 ポートフォリオは、その資産の5%を超えて単一のMMFの受益証券または投資証券に投資されないことを条件として、その他のMMFの受益証券または投資証券を取得することができる。
- 3.4 MMFは、合計で、その資産の17.5%までをその他のMMFの受益証券または投資証券に投資することができる。

- 3.5 その他のMMFの受益証券または投資証券は、以下のすべての条件を満たすことを条件として、ポートフォリオによる投資に適格であるものとする。
- (a) 対象MMFが、MMF規則に基づき認可されていること。
  - (b) 対象MMFが、直接または再委託を通じて、取得側のMMFと同一の管理会社により運用されているか、または、取得側のMMFと同一のマネジメントもしくはコントロールにより、または直接的もしくは間接的な実質保有により関係を有するその他の会社によって運用されている場合、対象MMFの管理会社またはかかるその他の会社が、取得側のMMFによる対象MMFの受益証券または投資証券への投資に関する申込手数料または買戻手数料を課することを禁止されること。

- 3.6 短期MMFは、その他の短期MMFの受益証券または投資証券にのみ投資することができる。

#### 集中

ポートフォリオは、同一機関の短期金融商品、証券化商品およびA B C Pを10%を超えて保有してはならない。

前項に定める制限は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって発行または保証される短期金融商品の保有に関しては適用されないものとする。

#### ポートフォリオ規則

管理会社は、以下のポートフォリオ要件のすべてを継続的に遵守するものとする。

- (a) ポートフォリオは、60日以内の加重平均満期(以下「WAM」といい、MMF規則に定義される。)を有するものとする。
- (b) ポートフォリオは、120日以内の加重平均期間(以下「WAL」といい、MMF規則に定義される。)を有するものとする。
- (c) ポートフォリオの資産の少なくとも10%は、1日満期の資産、1営業日前の事前通知により終了可能なリバースレポ契約または1営業日前の事前通知より引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1日満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの10%未満となる場合、1日満期の資産以外のいかなる資産も取得してはならない。
- (d) ポートフォリオの資産の少なくとも30%は、1週間満期の資産、5営業日前の事前通知により終了可能なリバースレポ契約または5営業日前の事前通知により引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1週間満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの30%未満となる場合、1週間満期の資産以外のいかなる資産も取得してはならない。
- (e) (d)に言及される計算の目的上、上記第2.9項に言及される資産で、流動性が高く、1営業日以内に買戻しおよび決済が可能であり、かつ、残存期間が190日以内の資産もまた、ポートフォリオの資産の17.5%を上限として、ポートフォリオの1週間満期の資産に含むことができる。

上記(b)の目的上、仕組金融商品を含む証券のWALを計算する際、ポートフォリオは、当該商品の法定償還までの残存期間を基準として満期の計算を行うものとする。ただし、金融商品にプット・オプションが組み込まれている場合、ポートフォリオは、残存期間の代わりにプット・オプションの行使日を基準として満期の計算を行うことができるが、以下のすべての条件が常に充足されている場合に限られる。( )プット・オプションがその行使日にポートフォリオにより自由に行使可能であること。( )プット・オプションの行使価格が行使日における当該商品の期待価値に近似したままであること。( )ポートフォリオの投資戦略が行使日にオプションが行使される可能性が高いことを意味していること。

証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーのWALを計算する際、ポートフォリオは、上記の代わりに、商品を償却する場合、以下のいずれかを基準として満期の計算を行うことができる。( )当該商品の契約上の償却の仕組み。( )当該商品の償還のキャッシュフローが生じる原資産の償却の仕組み。

ポートフォリオの支配の及ばない事由により、または買付けもしくは買戻し権の行使の結果として本項に言及される制限を超過した場合、当該ポートフォリオは、その受益者の利益を十分に考慮した上で、当該状況を是正することを優先的な目標とするものとする。」

(後 略)

### 3 投資リスク

#### リスク要因

<訂正前>

#### 概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

(中 略)

### 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

### 取引相手のリスク

ポートフォリオは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。

### 信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

## サイバーセキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により)デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、ポートフォリオの純資産価額を計算する管理事務代行会社の能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドまたはいずれかのポートフォリオに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオを代理して管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

## リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

## &lt;訂正後&gt;

本効力発生日より、以下が追加される。

「ファンドは、保証された投資ではない。ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドへの投資は預金への投資とは異なり、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動する可能性がある。ファンドは、ファンドの流動性の保証または受益証券1口当たり純資産価格の安定化につき、外部委託業者に依拠していない。元本を失うリスクは、受益者が負担する。」

現在AIFMは、PRIIPs規制(EUパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品規制(EU Regulation on Packaged Retail and Insurance-Based Investment Products)(EU 1286/2014))に基づく、PRIIPs主要投資家資料(PRIIPs KID)を作成する意図はない。」

**概要**

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

(中 略)

**利益相反**

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「取引相手のリスク

ポートフォリオは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。」

本効力発生日より以下が適用される。

#### 「取引相手のリスク

ポートフォリオは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。信託証書第27条にしたがって、受託会社は1または複数のファンドの現金口座を維持する。かかる口座は、受託会社のために、副保管会社によりグローバル副保管会社において開設されている。AIFMは、かかる口座に保有される現金残高についてファンドをCMSに登録している。保管勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ファンドのポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して投資家に支払われる前を含めて、CMSの対象となる。CMSには、受託会社から事前に承認された指示に加えて、グローバル副保管会社が第三者であるカウンターパーティによって保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含む。投資家は、CMSの結果、CMSカウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを保有することになる点に留意すべきである。ポートフォリオは、CMSカウンターパーティによる取引相手のリスクにさらされる可能性がある。」

#### 信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

## サイバーセキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により)デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、ポートフォリオの純資産価額を計算する管理事務代行会社の能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドまたはいずれかのポートフォリオに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオを代理して管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

本効力発生日より、以下が追加される。

### 「GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国において直接の効力を生じ、現行のEUのデータプライバシーに関する法律に取って代わる。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、それに基づきデータ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを立証できなければならない。データ管理者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ同意の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関係監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

G D P Rの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担するオペレーションおよび法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、多額の課徴金を科され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドのオペレーションおよび財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるレピテーションの毀損が生じることがある。

#### ブレグジット(イギリスEU離脱)

ポートフォリオは、2016年6月23日に行われた、イギリスのEU加盟継続に関する住民投票およびイギリスのEU離脱というその投票結果に関連する潜在的なリスクに直面する可能性がある。EU離脱という投票結果は、外国為替相場に大きなボラティリティをもたらし、イギリスがEU離脱の条件について交渉する中で、長期間にわたり不確実性を生じさせる可能性がある。また、EUの他の27の加盟国の一部または全部および/またはユーロ圏を不安定化させる可能性もある。ポートフォリオの投資対象の価値、取引を行う能力、投資対象を評価し換価する能力、または、投資方針を実行するその他の能力に、不利な影響を与えることがある。これは、とりわけ、イギリス、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増加、資産価値の変動、為替レートの変動、イギリス、EUまたはその他の場所に所在し、取引もしくは上場されている投資の非流動性の増加、金融機関その他の取引相手の取引意欲もしくは取引可能性、または取引を行うことができる価格および条件の変化、ならびに/または、ファンドおよび/もしくはははポートフォリオのために行うするAIFMに適用される法律上および規制上の制度の変更によるものである。

さらに、イギリスのEU離脱は、イギリスの経済およびイギリスの経済成長に重大な影響を及ぼし、ひいてはポートフォリオによるイギリスへの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス経済の先行き不透明感が長期化し、取引先や投資家の信頼を損なう可能性がある。これらの事象のほか、イギリス以外のEU加盟国がEUを離脱しまたは除名された場合も同様に、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」

#### リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

## リスクに関する参考情報

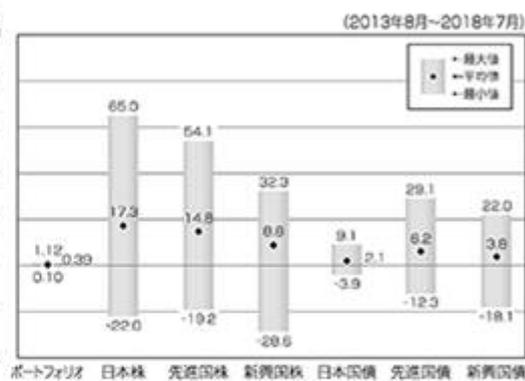
以下の内容に更新されます。

下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示している。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示している。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2012年8月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものである。

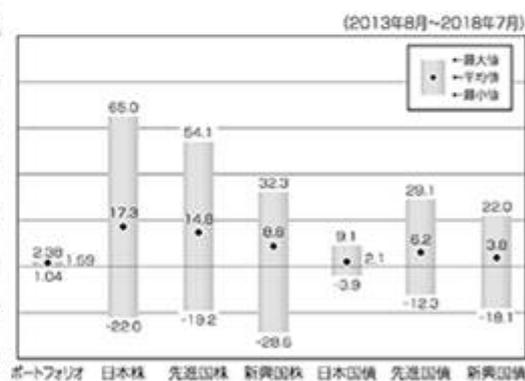
ポートフォリオの課税前分配金再投資換算  
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの  
年間騰落率の比較

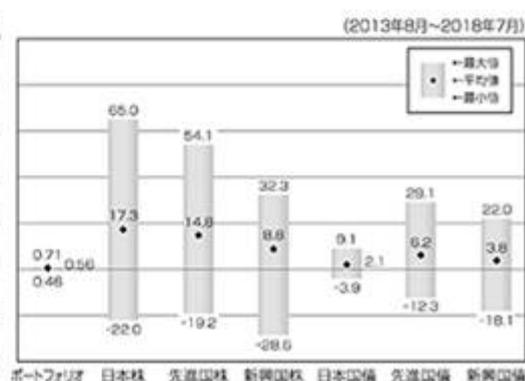
## USドル・ポートフォリオ



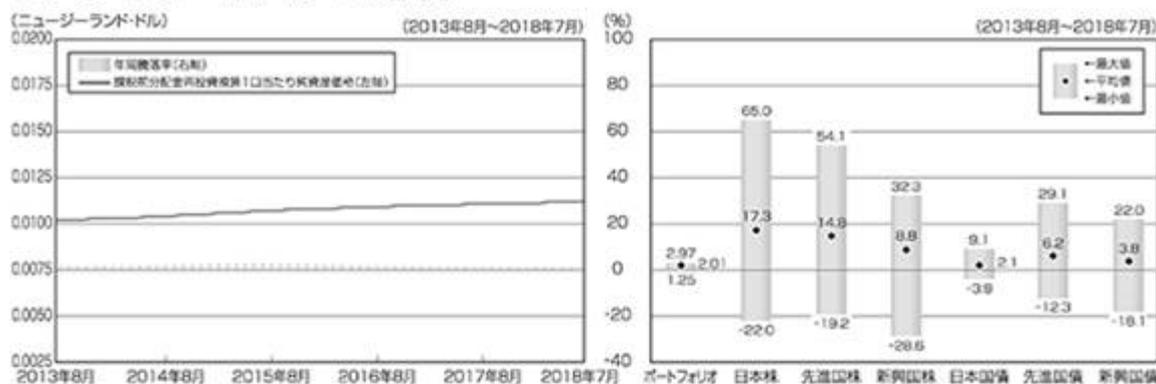
## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



## カナダ・ドル・ポートフォリオ



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではない。

※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

※ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

## ○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

#### 4 手数料等及び税金

##### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前 略)

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に  
応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が  
各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが  
支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ)監査人および会計士の報酬

(ロ)弁護士報酬

(ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する  
通知書の作成、翻訳および配布のための費用

(ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関し  
て生じる手数料および費用

(チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ)保管および譲渡のための費用

(ヌ)受益者集会の費用

(ル)保険料

(ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会  
を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告  
書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費  
用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用

(カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(タ)規制費用

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用

<訂正後>

(前略)

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に  
応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が  
各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが  
支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ)監査人および会計士の報酬

(ロ)弁護士報酬

(ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する  
通知書の作成、翻訳および配布のための費用

(ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関し  
て生じる手数料および費用

(チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ)保管および譲渡のための費用

(ヌ)受益者集会の費用

(ル)保険料

(ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会  
を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告  
書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費  
用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用

(カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

本効力発生日までは、以下が適用される。

「(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(タ)規制費用

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用」

本効力発生日より、以下が適用される。

「(ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(タ)規制上の要件から生じるすべての費用(規制上の報告およびAIFMが指定する者の任命の費用を含むが  
これらに限定されない。)

(レ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用」

[前へ](#)

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売手続等

< 訂正前 >

（前 略）

マネーロンダリング防止手続

（中 略）

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

< 訂正後 >

（前 略）

マネーロンダリング防止手続

（中 略）

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

本効力発生日より、以下が追加される。

#### 「データ保護

投資予定者は、申込書に記入することにより、GDPR上の個人データに該当する可能性のある情報を管理会社に提供することに留意するべきである。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するファンドにおける持分の管理および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ファンドによりまたはファンドのために使用される。当該データは、特定の目的のために、規制機関、税務当局、ファンドの代行者、アドバイザーおよびサービス提供者ならびにこれらのまたはファンドの適法に授権された代理人ならびにこれらの各関連会社、関係会社または系列会社を含む第三者(所在地を問わない(アイルランドと同様のデータ保護法を有しない可能性のあるEEA外の国々を含む。))に開示および/または移転される可能性がある。

受益者は、ファンドのために保管される自己の個人データの写しを取得する権利、ファンドのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有する。一定の限られた状況において、データの移転に対する権利が適用される可能性がある。

ファンドを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により要求される期間(ただし、投資期間が終了してからまたは受益者がファンドとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間)にわたり、受益者によるファンドへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持する。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求することによって管理会社から入手可能である。」

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

(前略)

( )各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、アイルランド中央銀行のガイドラインに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオに生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合)は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。

- ( )公認の証券取引所において上場され、そこで値付けされ、上記( )に従って評価されない金融商品は、評価基準時における、かかる公認の証券取引所で取引された直近の価格により評価される。価格が入手不能であるかまたは投資対象の公正な価額を反映していない場合は、価格は受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により慎重かつ誠実に推定される。
- ( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所において入手可能な直近の取引値で評価される。
- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する実現可能な近似値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )投資信託の受益証券または株式は、関連する投資信託の入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引された投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。管理会社は、通貨、市場性およびその他関連ありと認められる判断要素に関し、有価証券の公正な価額を反映させるのに必要と判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該有価証券の価額を調整することができる。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。
- ( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融派生商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とする。かかる金融派生商品が市場で扱われていない場合は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とする。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとする。

( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。

スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

(中 略)

( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

( )各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

本効力発生日までは、以下が適用される。

「各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、アイルランド中央銀行のガイドラインに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオに生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合)は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。

( )公認の証券取引所において上場され、そこで値付けされ、上記( )に従って評価されない金融商品は、評価基準時における、かかる公認の証券取引所で取引された直近の価格により評価される。価格が入手不能であるかまたは投資対象の公正な価額を反映していない場合は、価格は受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により慎重かつ誠実に推定される。

( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所において入手可能な直近の取引値で評価される。

- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する実現可能な近似値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )投資信託の受益証券または株式は、関連する投資信託の入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引された投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。管理会社は、通貨、市場性およびその他関連ありと認められる判断要素に関し、有価証券の公正な価額を反映させるのに必要と判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該有価証券の価額を調整することができる。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。
- ( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融派生商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とする。かかる金融派生商品が市場で扱われていない場合は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とする。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとする。
- ( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。」

- ( )残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、AIFルールブックに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオの受益者に生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合は)、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- ( )規制市場において上場または取引されているが市場価格が適切に表示されないかまたは入手可能ではない証券および未上場の証券は、(a)個人投資家向けAIFのために行為する管理会社または(b)個人投資家向けAIFにより任命され、かつ、当該目的のために受託会社が承認する適切な者により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価される。
- ( )証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所における知れている最終の市場価格で評価される。
- ( )上記( )に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する推定実現価値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ( )現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ( )集団投資スキームの受益証券または株式は、関連する集団投資スキームの入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ( )関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引されている投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日の当該プレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。

管理会社は、通貨、市場性、取引費用および/またはその他関連ありと認められる判断要素に関し、公正な価額を反映させるのに調整が必要と判断する場合を除き、当該有価証券の価額を調整することができない。価格調整の理由および方法は、管理会社により明確に文書化されなければならない。店頭デリバティブ商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、取引相手の価格または管理会社もしくは独立した価格提供者により計算された価格などの代替的な価格のいずれかを用いて、店頭デリバティブを評価することができる。ただし、管理会社またはその他の者が評価を遂行するための十分な人的および技術的手段を有していることを条件とする。

管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。評価は、当該目的のために受託会社が承認し、かつ、取引相手から独立した者により承認または確認されなければならない。

( )スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融デリバティブ商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる金融デリバティブ商品が市場で扱われていない場合は、受託会社が承認する基準に基づき、管理会社またはその受任者が慎重かつ誠実に推定した価格とする。

( )スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

( )上場デリバティブ契約の価格は、当該市場により決定される決済価格に基づくものとする。決済価格を入手できない場合、契約は、当該目的のために受託会社が承認する適切な者、企業または法人により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価することができる。

( )外国為替予約契約および金利スワップ契約は、合理的な正確性をもって、かつ、信頼できる基準に基づき評価され、自由に入手可能な市場価格を参照して評価される。

上記( )から( )までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

( )本項の一般性を損なうことなく、ポートフォリオの資産は、可能な限り、時価評価により評価されるものとする。時価評価が不可能な場合、または市場のデータの品質が十分でない場合、ポートフォリオの資産は、モデル評価方式を使用して保守的に評価されるものとする。当該ポートフォリオのクラスの一口当たりの純資産価格は、当該クラスの表示通貨の小数点第4位の近似値まで四捨五入されるものとする。ただし、

・ポートフォリオの資産は、MMF規則において許容される限りにおいて、償却原価法を用いて評価  
することができ、ファンドのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの表示通貨の  
小数第2位の近似値まで四捨五入されるものとする。

ファンドの資産は、少なくとも日次ベースで評価されるものとする。」

(中略)

( )当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益  
の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わ  
ない。)が控除される。

本効力発生日より、以下が追加される。

#### 「信用度評価手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、各ポートフォリオが保有する一定の資産の信  
用度を決定するための慎重な内部信用度評価手続(以下「信用度評価手続」という。)を制定し、実施しか  
つ常時適用するものとする。信用度評価手続は、当該資産の発行体の信用度および資産の信用度に影響を  
及ぼす要因の分析を含む慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づくものとする。MMF規則により要求  
される限りにおいて、当該方法は、妥当性を確保するために、関連するポートフォリオに関し、管理会社  
により少なくとも年に一度見直されるものとする。

#### 流動性管理手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、当該ポートフォリオに適用される週次の流動  
性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するもの  
とする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、( )当該ポートフォリオの  
純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、  
( )ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容  
される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該ポートフォリオの受益者の利益に関して  
適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超え  
る場合、ポートフォリオは自動的にCNAV MMFではなくなるものとし、当該ポートフォリオの各受  
益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとする。」

(後略)

[前へ](#)

[次へ](#)

### 第3 投資信託制度の概要

以下のとおり更新されます。

#### 1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則(下記に定義する。)および1989年金融法(同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録ユニット・トラストおよびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、UCITS規則に基づき、ユニット・トラストの設定、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、アイルランド集団資産運用ピークルおよび一般契約型投資信託の設立が認められている。

#### 2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(1990年ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令1989年第78号)(以下「1989年規則」という。)が、ヨーロッパ共同体理事会(以下「EC」という。)の1985年12月20日付通達(85/611 EEC)(「1985年通達」)を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達(2001/107/EC)(「管理会社通達」)および(2001/108/EC)(「商品通達」)(以下「UCITS通達」と総称する。)が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2003年第211号)(以下「UCITS規則」という。)が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した(以下「UCITS IV規則」と総称する。)。UCITS V通達(通達2014/91/EU)をアイルランド法に置き換える規則が2016年3月21日に発効した。同規則の名称は、2016年欧州連合(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)(改正)規則(以下「UCITS V規則」という。)である。2013年7月22日より、オルタナティブ投資ファンドと呼ばれる新型の投資信託が、アイルランドにおいて設立可能となる。欧州連合のオルタナティブ投資ファンド運用指令(2011/61/EU)(以下「AIFMD」という。)は、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)に関して適用される規則を定めている。AIFMDは、UCITSを除くすべての投資信託をその適用範囲に含む。2015年3月12日に発効した2015年アイルランド集団資産運用ピークル法(改正済)(以下「ICAV法」という。)により、「ICAV」と称する、投資ファンドのために特別に設計された、法人型の新たな形態が構築された。ICAVは、UCITSおよびAIFとしてアイルランド中央銀行により規制され得る。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、上記のアイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、一般契約型投資信託およびICAV としての構造を持ち得る、UCITS IV規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)
- 2) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、一般契約型投資信託およびICAV としての構造を持ち得るAIF
- 3) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト
- 4) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 5) 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託
- 6) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定される一般契約型投資信託

UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS IV規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS IV規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
  - (i) 譲渡性のある証券
  - (ii) 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS IV規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券(「株式」)
- 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融商品」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

UCITS IV規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS IV規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託

- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (i) ユニット・トラスト (Unit Trusts)
- (ii) 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託
- (iii) 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託
  - ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。
  - ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。
- (iv) 一般契約型投資信託 (Common contractual funds)
- (v) ICAV

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託、一般契約型投資信託またはICAVとして設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および2014年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に従う。UCITSのICAVは、ICAV法に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに従って設定することができ、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合理型投資信託法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。AIFのICAVは、ICAV法に従って設定することができる。

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。
- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託およびAIFの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者/受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者/受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者/受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局(歳入委員会)よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。

- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則第121条に従って認可されたUCITSユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録されたユニット・トラスト、会社法に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合理型投資信託法に基づく有限責任組合理型投資信託、2005年法に基づくAIFの一般契約型投資信託およびAIFMDに基づき(かつAIFルールブックに記載されている)オルタナティブ投資ファンドについてはアイルランド中央銀行が規制している。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

#### (A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

##### (1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITSのユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またAIFのユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

##### (2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS IV規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

### (3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS IV規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
  - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
  - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
  - (iii) 分配方針
  - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
  - (v) 公告に関する規定
  - (vi) ファンドの会計年度
  - (vii) 信託証書変更手続
  - (viii) 受益証券発行手続
  - (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

### (4) 投資制限（UCITSの投資制限）

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSのユニット・トラストに適用される制限とAIFのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

#### 許可されている投資

- (1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。
  - (a) MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融商品
  - (b) EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品
  - (c) 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
  - (d) 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
    - (i) 証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする（ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。）。
    - (ii) 発行から1年以内に確実に(i)に記載される許可を得るものとする。

- (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当するその他の投資信託の受益証券。ただし、
- (i) かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、
  - (ii) 他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同様であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、
  - (iii) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、
  - (iv) 取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。
- (f) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金(ただし、当該金融機関はEU加盟国に登記上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登記上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。)
- (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに/またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品。ただし、
- (i) 派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、
  - (ii) OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、
  - (iii) OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。
- (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融商品(当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は
- (i) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、
  - (ii) その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、

- (iii) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または
- (iv) アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとする

が、当該証券への投資は、上記(i)、(ii)または(iii)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達(78/660/EEC)によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。) )

- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
  - (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。
  - (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

#### リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
  - (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
  - (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2) (a) UCITSは、(一般的にまたは特定のUCITSについて) UCITS IV規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に係る場合、本条件および要件はUCITS IV規則に準拠しなければならない。
  - (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。

- (3) 譲渡性のある証券または短期金融商品に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
  - (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
    - (i) リスクの軽減
    - (ii) 経費の削減
    - (iii) UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
  - (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。
- (c) 譲渡性のある証券または短期金融商品に組込派生商品が含まれる場合、UCITS IV規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融商品は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融商品の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
- (i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融商品により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、したがって、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。
  - (ii) 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
  - (iii) 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融商品のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。
- (b) 譲渡性のある証券または短期金融商品は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融商品とは別に契約上譲渡可能な構成要素を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとはみなされないものとする。かかる構成要素は、別個の金融商品とみなされるものとする。

- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類 9 に規定される要件は、
- (a) UCITS IV規則上、効力を有するものとする。
  - (b) 管理会社への適用に加え、UCITS IV規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類 9 における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

#### 報酬方針

- (1) 管理会社は、以下の報酬方針および報酬慣行を確立し、適用する。
- (a) 堅実かつ効率的なリスク管理と合致し、当該リスク管理を推進し、
  - (b) 管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立証書と合致しないリスクの引受けを助長せず、かつ、
  - (c) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために行為する管理会社の義務の遵守を損なわない報酬方針および報酬慣行。
- (2) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、給与および任意の年金給付に係る固定要素および変動要素を含むものとする。
- (3) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、その専門的な活動が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフの分類(上級管理職、リスクテイカー、管理部門の人員ならびに上級管理職およびリスクテイカーの報酬区分に該当する総報酬額を受領する従業員を含む。)に適用されるものとする。

#### 一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
- (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。
- (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
- (i) 取引相手方が規則第68条(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
  - (ii) その他の場合、その資産の5%
- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
  - (b) 預金
  - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー

- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。
- (b) UCITSがその資産の5%超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを欧州証券市場監督局および委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される以下の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。
- (a) 譲渡性のある証券
  - (b) 短期金融商品
  - (c) 預金
  - (d) 派生商品取引
- (7) 通達（83/349/EEC）に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、UCITS IV規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見なされるものとする。
- かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS IV規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

#### インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
- (i) 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。

- (ii) 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
  - (iii) 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
    - (I) 指数が一般に公開されていること。
    - (II) 指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。
  - (b) (a)(iii)(I)は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融商品の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規制第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。
- (3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする(派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。 )。

#### 国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することをUCITSに授権することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、
- (a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また
  - (b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならず、また
  - (c) アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

#### UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (a) その他のUCITS

- (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集会的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとしてみなされることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方(場合による。)の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。
- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目録見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方(場合による。)に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- (6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

#### UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、以下のものはいずれも金銭を借り入れることはできない。
- (a) 会社型投資信託
- (b) 管理会社およびユニット・トラストのために行為する受託会社および一般契約型投資信託のために行為する管理会社
- (2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- (3) UCITSは、
- (a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、またはユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。
- (b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。

(4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

#### (5) AIFのユニット・トラストの投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている(また、AIFルールブックにおいて詳細が記載されている。 )。

AIFルールブックに記載される個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドの投資制限

##### I. 投資制限

1. 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本項に記載される投資制限を免除されることがある。
2. 本章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も適用され続けるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。
3. 関連会社/機関は、本項の5、6および8の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

##### 証券

4. 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。
5. 7に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。
6. セクション1のパラグラフ1のi(一般的制限)に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。
7. 個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。

##### 現金

8. 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純資産の30%に引き上げられる。
  - (a) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)において認可された金融機関

- (b) EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)において認可された金融機関
- (c) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可された金融機関
- (d) 保管受託銀行
- (e) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社である金融機関

#### 投資信託

- 9. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件として、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。
- 10. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、いずれかオープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができない。
- 11. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託については、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確保するものとする。かかる投資は、管理報酬および/または投資運用報酬を二重取りにするために行われてはならないものとする。
- 12. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資することができない。
- 13. 投資対象である投資信託の管理会社が通常請求する当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場合、個人投資家向けAIFは、管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)またはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券にのみ投資するものとする。
- 14. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。

#### デリバティブ(金融派生商品)

- 15. 個人投資家向けAIFは、以下を超える店頭デリバティブ取引(セクション1(iv)(金融派生商品)のパラグラフ3において定義されている。)のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーを有することができない。
  - (a) カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、または
  - (b) その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%
- 16. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品に関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商品が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

## (6) 管理会社

UCITS IV規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

*UCITS IV規則に概説される管理会社の業務*

- (1) (a) UCITS IV規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS IV規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS IV規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
  - (b) ユニット・トラスト、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
  - (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
  - (ii) 非中核業務として、
    - (I) 通達(2004/39/EC)セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
    - (II) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
  - (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
  - (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS IV規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し(場合に応じて)、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

### 管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
  - (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
  - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
  - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
  - (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
  - (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達(2006/49/EEC)の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
  - (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
  - (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび一般契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
  - (b) 管理会社とその管理会社として指定された会社型投資信託
  - (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。

- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所(高等法院)に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所(高等法院)に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS IV規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
  - (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
  - (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
  - (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達(2006/49/EC)を遵守しない場合
  - (e) 管理会社が、UCITS IV規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

#### 認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
  - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
  - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS IV規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
  - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS IV規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。

- (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
  - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
  - (e) その適格株主各々の適当性
  - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
  - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
  - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
  - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だつて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS IV規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だつた規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS IV規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS IV規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができる、当該照会または調査はUCITS IV規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社

- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
  - (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS IV規則を適用し、UCITS IV規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS IV規則に従い、管理会社は、
- (i) 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは
  - (ii) 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

**管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務**

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
- (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

**適格保有**

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS IV規則において、
- (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
  - (b) 「関係条項」とは、以下をいう。
    - (i) MIFID規則第13条および第30条
    - (ii) MIFID規則第14部

### 慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
  - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラストまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
  - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
  - (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
  - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

### 委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
  - (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること(この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。 )。
  - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
  - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
  - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。

- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われなければならないこと。
  - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
  - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
  - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
  - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS IV規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

#### 業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
  - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
  - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
  - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
  - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) UCITS IV規則の付属書類5に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

#### 投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託（該当する場合）は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
- (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。
- (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。

- (3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。

**(1) 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。**

**I. 資本要件**

- (1) AIFの管理会社は、常に、(i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)を有するものとする。
- (2) AIFの管理会社は、(a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。(b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c) 報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

**II. 組織の要件**

- (1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。
- (2) AIFの管理会社は、常に、
- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
  - (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
  - (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
  - (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。

- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

#### 財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調査
- (vi) AIFの管理会社が
  - AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
  - 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
  - AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、また、
  - AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

#### 会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿

- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
  - (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当する年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必要資本報告書(調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。)を添付するものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名されなければならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

**欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)に概説されるAIFMの認可  
AIFMの業務を行うための条件**

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類1に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
- (a) 投資家によって付与されたマニフェストによる投資対象ポートフォリオ(指令(2003/41/EC)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。)の一任勘定による各顧客ベースの運用
  - (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の株式または受益証券の保管および管理事務、ならびに(iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
- (a) (4)に記載されている業務のみを提供すること。
  - (b) (4)(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
  - (c) 付属書類1の paragraph 2に記載されている業務のみを提供すること。
  - (d) 付属書類1の paragraph 1(b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類1の paragraph 1(a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。

- (6) 2007年ヨーロッパ共同体(金融商品市場)規則(2007年のS.I.No. 60)の規則第5条(2)、第32条、第33条および第76条は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) 指令(2004/39/EC)に基づき認可された投資会社または指令(2006/48/EC)に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務(オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など)を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を募集し、またはかかる受益証券もしくは株式を販売するものとする。

## 認可されたAIFMではないAIFの管理会社

### I. 資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。
- (i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または
  - (ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)
2. AIFの管理会社は、
- (a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。
  - (b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
  - (c) 報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。
  - (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

### II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

## 2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続の遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

## 財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書

## (vi) AIFの管理会社が

- AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
- 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
- AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
- AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

## 会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (xi) 本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価するものとし、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとるものとする。また、
- (xii) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

**受託会社に関する情報（保管受託銀行にも関連する。）**

## 受託会社に関する義務

## 資産の保管

- (1) ユニット・トラストの資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS IV規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

## 受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
  - (a) ユニット・トラストもしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS IV規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って遂行されるようにすること。
  - (b) 受益証券の価格がUCITS IV規則および信託証書（ユニット・トラストの場合）または設立証書（一般契約型投資信託の場合）に従い計算されるようにすること。
  - (c) 管理会社の指示をUCITS IV規則または信託証書（ユニット・トラストの場合）もしくは設立証書（一般契約型投資信託の場合）に抵触しない限り実行すること。
  - (d) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。

- (e) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の収益がUCITS IV規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合による。)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS IV規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書(場合による。)およびUCITS IV規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書(場合による。)の条項およびUCITS IV規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合に応じて)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

#### 受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
- (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
- (c) 本国内の会社であり、かつ、
- (i) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。)
- (ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。)
- (iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること)。

- (3) 受託会社はUCITS IV規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS IV規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS IV規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS IV規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS IV規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

#### UCITS V規則に基づく保管会社/受託会社の責任

- (1) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、保管会社またはUCITS V規則第34条(4)(a)に従って保管会社により保管される金融商品の保管が委託された第三者により保管される金融商品の損失について責任を負うものとする。
- (2) 保管される金融商品が損失した場合、保管会社は、UCITSまたはUCITSのために行為する管理会社に対し、同一の種類の金融商品またはこれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する。
- (3) 保管会社は、回避のための一切の合理的な努力にもかかわらずその結果が不可避であったであろう保管会社の合理的な支配が及ばない外部的事由の結果として当該損失が生じたことを証明できる場合、(1)項に基づく損失について責任を負わないものとする。
- (4) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、UCITS V規則に基づく保管会社の義務を適切に履行する上での保管会社の過失によるまたは故意の不履行の結果としてこれらが被ったその他一切の損失について責任を負うものとする。
- (5) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、UCITS V規則第34A条に基づく委託により影響を受けないものとする。
- (6) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、合意により除外または限定されないものとし、かかる責任の除外または限定を意図する合意の規定は無効とする。
- (7) 受益者に対する責任は、その訴えにより救済の重複または受益者の不平等な取扱いをもたらさないことを条件として、直接または管理会社もしくは会社型投資信託を通じて間接的に訴求される。

#### 単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行なわなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。

- (2) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書(場合に応じて)の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

#### 管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書(ユニット・トラストに関して)および設立証書(一般契約型投資信託に関して)は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保证するための規則を規定するものとする。

### (II) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

#### 受託会社に関する情報

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3) (a) 保管受託銀行は、
  - (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/48/EC)に従って認可された金融機関であること。
  - (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/49/EC)第20条(1)による自己資本比率規制(事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。)に従っており、指令(2006/39/EC)に従って認可されている投資会社で、指令(2004/39/EC)別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること(かかる投資会社は、いかなる場合も、指令(2006/49/EC)第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。)、または

- (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
- (I) 金融機関の完全所有子会社であること(ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。)。または、
  - (II) 第三国の機関の完全所有子会社(1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。)であること。
- (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
- (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5)(c)を損うことなく、(6)の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8)(a)に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができる、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。
- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF(または保管受託銀行と後者のいずれか)、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者(または保管受託銀行と後者のいずれか)の間の利益相反を回避するために、
- (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
  - (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
  - (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。

- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
- (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
  - (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
  - (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において
- (6) (3)に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
- (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
  - (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または株式が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
  - (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
  - (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。
  - (d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとし、または、
  - (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または株式が同国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとする。
  - (e) 保管受託銀行は、契約により、AIFまたはAIFの投資者に対し、(12)および(13)と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)に従うことに同意するものとする。

他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかる事項をESMAに付託することができるものとする。

- (7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または株式の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で指令(2006/73/EC)の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、指令(2006/73/EC)の第16条に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。
- (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。
- (a) 保管され得る金融商品に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
- (ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。
- (b) その他の資産に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
- (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
- (iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。

- (9) (7)および(8)に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
- (a) AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。
  - (b) AIFの受益証券または株式の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
  - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
  - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
  - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
  - (c) 保管受託銀行は、(8)に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)に記載されている業務を第三者に委託することができる。
    - (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
    - (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
    - (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。

- (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
- (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
  - (II) (8)(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
  - (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
  - (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
  - (V) 第三者は、(8)および(10)に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
  - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管にかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された(当該指令の目的上指定された)証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。

- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかつたことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
  - (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠つたことによりAIFまたはAIFの投資者が被つたその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)に記載されている委託により影響を受けないものとする。
- (b) (a)にかかわらず、(11)に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
    - (i) (11)の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
    - (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
    - (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
  - (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
  - (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
  - (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。

- (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。
- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。
- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
- (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局(アイルランド中央銀行とは異なる場合)と共有するものとする。

#### 関係法人

##### (a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

##### (b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならぬ。

#### (B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

#### (C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

## (D) 会社型の投資信託

( ) 会社型の投資信託は、アイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

## (II) 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは(1995年8月1日以降は)AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。

- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1か月に最低2回とする。)。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。(j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー/開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

#### ( ) 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

#### ( ) アイルランド集団資産運用ビークル(ICAV)

ICAVは、投資ファンドのために特別に設計された会社型ファンドの仕組みの一種である。ICAVは、ICAV法に基づき、アイルランド中央銀行に登録されることにより設立され、成立する。ICAVは、その後、UCITSファンドまたはAIFファンドとしてアイルランド中央銀行により承認され、かつ、規制される。ICAVは、投資ファンドのために特別に設計されているため、アイルランドにおいて資金を保有するために用いられてきた従来のアイルランドの会社型ビークルである会社型投資信託に勝るいくつかの便益をもたらすものである。その一つとして、保管受託銀行が当該変更の内容に関して一定の証明を行うことができることを条件として、株主の承認を要することなくICAVの設立関連書類を変更することができるが含まれる。ICAVの取締役は、ICAVの株主に対し、当該決定に関する通知を60日以内に行うことを条件として、年次総会を開催しないことができる。ICAV法は、アンブレラICAVの中の個々のサブ・ファンドについて個別に財務報告書を作成することができる柔軟性を備えている。会社型投資信託とは異なり、AIFとして設立されたICAVは、リスク分散の原則に服することはなく、そのため、AIFのICAVは、アイルランド籍のAIFファンドに適用される規制上の制度に基づき単一資産のファンドとして構成することができる。

## ICAVへの転換

会社法またはUCITS規則に従い会社型投資信託として設立されたUCITSファンドおよびAIFファンドは、ICAV法に定められる転換プロセスに従い、ICAVに転換することができる。会社型投資信託からICAVへの転換には継続性が認められ、従って、アイルランド中央銀行へのICAVとして登録された場合も、会社型投資信託として設立され、かつ、登録されていた会社が、そのように設立、かつ登録されていた間(すなわち、ICAVとして登録される前)に締結された契約、可決された決議または行われたその他の行為もしくは事項に影響を及ぼさず、また当該会社型投資信託もしくはいずれかの者の権利、権能、機能、責任または義務に影響を及ぼし、または当該会社型投資信託によるもしくはこれに対する法的手続に瑕疵を生じるように作用しない。ICAVの仕組みは、アイルランドにおけるICAVへの転換、ICAVとしての登録および存続を希望する、財務大臣が定めるその他の「関連する法域」の会社型投資信託も利用可能である。

### ( ) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

### ( ) 会社型投資信託

- (A) (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。
- (ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。
- (iii) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。
- (iv) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。
- (B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、
- (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
- (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
- (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
- (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合
- (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
- (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) UCITS IV規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。

### (C) 業務の委任

- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
  - (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
  - (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行なうことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
  - (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
  - (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
  - (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
  - (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
  - (vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
  - (viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
  - (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授権された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

## ( ) 関係法人

### (a) 受託会社 / 保管受託銀行

UCITSの資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管受託銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、

- (aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、
- (bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ
- (cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管受託銀行に適用される。ただし、(a)ユニット・トラストに関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、会社法またはアイルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管受託銀行には適用されない。

### (b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記(VII)「関係法人」(a)(i)中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

## 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

### (A) 設立関係法令

- ( ) アイルランド会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。ICAV法が、ICAVに対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社またはICAVの場合に適用される。

### (II) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

## (III) 定款の記載事項

定款または設立文書には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記事
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記事
- (l) 存続期間(適用ある場合)
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

(IV) アイルランド規則にはユニット・トラストの設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

## 設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

(V) アイルランドにおける投資信託の認可

- (a) UCITS IV規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。
  - (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。
    - (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。
    - (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
  - (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

### 会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社（会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託およびユニット・トラストそれぞれについて）は、以下を公表するものとする。
  - (a) 目論見書
  - (b) 各会計年度の年次報告書
  - (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
  - (a) 年次報告書の場合は4か月以内
  - (b) 半期報告書の場合は2か月以内

### 目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
  - (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS IV規則付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS IV規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、（当該会社の選択により、）(a)会社法第291条と、(b)国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a)会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b)国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 株主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度（以下「IFRS適用初年度」という。）後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。

- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a)当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b)当該会社が、非公開株式会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c)当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。
- (10)会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。
- (11)半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)(改訂済)の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

#### 規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
- (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
  - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
- (a) 主に、以下のものに投資するか、または
    - (i) 預金
    - (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
    - (iii) 金融派生商品
  - (b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：
- (a) 適用される定量的リスク管理
  - (b) 用いられるリスク管理手法、および
  - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

### 信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。
- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：
  - (i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
  - (ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
  - (iii) すべての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、
  - (iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

### 更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

### 財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

### アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

### 投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS IV規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。  
年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

## 他の情報の公表

### 受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

### 投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

## 主要投資家情報

### 投資家向け主要情報の作成

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS IV規則の「主要投資家情報書類」に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
  - (i) UCITSの確認
  - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
  - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
  - (iv) 経費および関連費用、ならびに
  - (v) 投資リスク/利益の内容（関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。）
- (b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。

- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足(翻訳を除く。)が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

#### 契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報(当該情報の翻訳を含む。)にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

#### 主要投資家情報の提供時期

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条(該当する場合)を遵守するものとする。
- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

#### 主要投資家情報の提供手段

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

#### アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

## 5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、設立文書、信託証書、定款およびアイルランド会社法またはICAV法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

### (A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

### (B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

### (C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6. 税制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

### アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法(改正済)第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる株主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

## アイルランドの居住者

### 免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

### 非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から控除されるので実際は投資家の負担となる。

### 公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関（アイルランドの租税法に定義される。）で保有される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリに分類される一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居住者である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上すべき義務を負うことがある。

## 配当

いずれのカテゴリに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

## 7. マネー・マーケット・ファンド規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）

マネー・マーケット・ファンド規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）が2017年7月20日に発効し、2018年7月21日から施行された。MMF規則は、金融機関、政府または法人が発行した短期金融商品等の短期資産に投資するミューチュアル・ファンドの一種であるマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）に適用される。MMFの定義を満たす既存のUCITSおよびAIFは、2019年1月21日までにMMF規則の要件を遵守し、かつ、自国の管轄当局に対しMMF規則に基づく認可申請を行わなければならない。

MMF規則は、EUにおいて設立され、運用され、または販売されるMMFに関する規則を定めており、以下のすべての条件を満たす集団投資スキームに適用される。

- i) UCITSまたはAIFとして認可されているものであること。
- ii) 残存満期が2年を超えない金融資産に投資するものであること。
- iii) 短期市場金利に沿ったリターンをもたらすか、または投資価値を保全する明確または累積的な目的を有するものであること。

MMFは、以下のいずれの行為も行っていない。

- i) MMI、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパー(以下「ABCP」という。)およびその他のMMFの空売り
- ii) 株式またはコモディティに対する直接的または間接的エクスポージャーの獲得
- iii) 証券貸付契約、証券借入契約、またはMMFの資産に負担を設定するその他の契約の締結
- iv) 現金の貸借

#### 投資方針に関する要件

MMFは、以下のカテゴリーの金融資産のうちの一または複数のもに限り投資することができる。

- i) 短期金融商品は、以下の条件に従う場合、適格とされる。
  - a. UCITS通達に規定される適格MMIのカテゴリーの一つに該当すること(UCITS通達に規定される10%の非上場銘柄組入枠内に入るMMIを除く。)
  - b. 発行時における法定満期が397日以下であるか、または残存満期が397日以下であること。ただし、標準MMFは、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であることを条件として、法定償還日までの残存満期が2年以下であるMMIに投資することが認められる。
  - c. MMIの発行体およびMMIの質は、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていなければならない。
- ii) 証券化商品およびABCPは、十分な流動性を有しており、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を得ており、かつ、以下のいずれかに該当することを条件として、MMFの適格投資対象となる。
  - a. EU自己資本要件規則(575/2013)(以下「CRR」という。)に基づき制定された流動性カバレッジ比率委員会委託規則(EU)2015/611に基づく「レベル2B証券化商品」に該当する証券化商品
  - b. ABCPプログラム(i)規制された金融機関による完全な信用補完が付されており、(ii)再証券化商品ではなく、各ABCP取引のレベルで証券化商品の裏付となるエクスポージャーに証券化商品のポジションが含まれず、かつ、(iii)シンセティック証券化商品を含まないABCPプログラム)により発行されるABCP
  - c. シンプルで透明性があり標準化された(STS)証券化商品またはABCP

短期MMFは、場合に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、上記の証券化商品またはABCPに投資することができる。

- (i) 上記aに記載される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であること。
- (ii) 上記bおよびcに記載される証券化商品またはABCPの発行時における法定満期または残存満期が397日以下であること。
- (iii) 上記aおよびcに記載される証券化商品は、分割償還商品であり、WALが2年以下であること。

標準MMFは、場合に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、上記の証券化商品またはABCPに投資することができる。

- (i) 上記a、bおよびcに記載される証券化商品およびABCPの発行時における法定満期または残存満期が2年以下であり、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であること。
  - (ii) 上記aおよびcに記載される証券化商品は、分割償還商品であり、WALが2年以下であること。
- iii) 金融機関への預金は、以下のすべてを満たすことを条件として、MMFの適格投資対象となる。
- a. 当該預金が、要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができること。
  - b. 当該預金の満期が12か月以内に到来すること。
  - c. 当該預金は、EU域内の金融機関、またはCRRに定められるものと同等とみなされる慎重な規則に服しているEU域外の金融機関に対して行われていること。
- iv) 以下のすべてを満たすことを条件として、金融派生商品(以下「FDI」という。)を利用することができる。
- a. FDIの裏付資産は、金利、外国為替レート、通貨またはこれらのカテゴリーを表章する指数により構成されること。
  - b. 当該FDIは、MMFによる他の投資に内在する金利リスクまたは為替レート・リスクのヘッジのみを目的とする。
  - c. 店頭取引FDIの相手方は、健全性規制および慎重な監督に服しており、かつ、MMFの管轄当局の承認したカテゴリーに属する機関であること。
  - d. 店頭取引FDIは毎日、信頼でき、かつ検証可能な評価が行われ、MMFが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能であること。
- v) 以下のすべてを満たすことを条件として、買戻契約(またはレポ契約)を締結することができる。
- a. 投資目的(以下cに詳述される場合を除く。)のためではなく流動性管理目的のために一時的(7営業日以内)にのみ利用されること。
  - b. 取引相手方は、MMFの事前の同意を得ずにかかる資産の売却、投資、質権設定またはその他の譲渡を行うことを禁じられること。
  - c. 受領された現金について行うことができるのは、(i)UCITS通達に従った適格な金融機関への預託、または、(ii)MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていることを条件として、一定の公的組織が発行するか、または保証し、流動性があり、かつ、譲渡性のある証券もしくは(適格MMIを除く)MMIへの投資に限られること。
  - d. MMFが受領する現金は、その資産の10%を超えないこと。
  - e. MMFは、2営業日以内の事前通知を行うことによりいつでも当該契約を終了させることができる権利を有すること。

- vi) 以下のすべてを満たすことを条件として、リバースレポ契約を行うことができる。
- a. MMFは、2営業日以内の事前通知を行うことによりいつでも当該契約を終了させることができる権利を有すること。
  - b. 受領される資産の市場価値は、常に、少なくとも支払われる現金の価値と等しいこと。
  - c. MMFが受領する資産は、適格MMIであること。ただし、MMFが、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていることを条件として、一定の公的組織が発行するか、または保証し、流動性があり、かつ、譲渡性のある証券またはMMI(適格MMIを除く)を受領することができる場合を除く。
  - d. 受領される資産の売却、再投資、質権設定またはその他の譲渡を行わないこと。
  - e. 受領される資産は、取引相手方から独立した事業体が発行するものであり、相手方のパフォーマンスと高い相関性を示すことはないと予想されること。
  - f. 受領される資産は、ある発行体に対する最大エクスポージャーを15%として十分に分散されること。ただし、かかる資産が、一定の公的組織が発行するか、または保証するMMIの形態をとる場合を除く。
  - g. 相手方に提供される現金総額は、MMFの資産の15%を超えないこと。
  - h. MMFは、いつでも、発生主義ベースまたは時価評価ベースで現金の全額をコールすることができること。
- vii) MMFは、以下のような一定の条件を満たす場合に限り、他のMMFに投資することができる。
- a. 他のMMF(以下「投資対象MMF」という。)がMMF規則に基づき認可されていること。
  - b. 投資対象MMFのファンド規則に基づき、他のMMFに投資することができるのは、合計で投資対象MMFの資産の10%までであること。
  - c. 投資対象MMFが、取得者であるMMFを保有していないこと。
  - d. 他のMMFへの投資に関して以下に定められる分散制限が遵守されていること。
  - e. 投資対象MMFが、直接であるか委任によるかを問わず、取得者であるMMFと同一の管理者により管理されているか、または、取得者であるMMFの管理者が共通の経営もしくは支配または多額の直接的もしくは間接的な保有により関係のあるその他の会社により管理されている場合、投資対象MMFの管理者またはかかるその他の会社が、取得者であるMMFによる投資対象MMFへの投資を理由として申込手数料または買戻手数料を請求することを禁止されること。
  - f. MMFがその資産の10%以上を投資対象MMFに投資する場合、(i)取得者であるMMFの目論見書において、当該MMFそれ自体に対し、および自ら投資する他のMMFに対し請求される運用報酬の最大限度額を開示しなければならないこと、また(ii)年次報告書において、当該MMFそれ自体に対し、および自ら投資する他のMMFに対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならないこと。

- g. 短期MMFは、他の短期MMFにのみ投資することができるが、標準MMFは、短期MMFおよび/または他の標準MMFに投資することができること。

### 信用度

MMF規則に基づき、MMFの管理者は、金融商品の発行体および金融商品それ自体の性格を考慮した上で、MMFが投資することができるMMI、証券化商品およびABCPの信用度を判断するための健全な内部信用度評価手続を設けなければならない。

管理者は、内部信用度評価手続および信用度評価が文書化されることを確保しなければならず、また少なくとも3つの年次計算期間の全期間に係るかかる文書を保管しなければならない。

### 透明性

MMFの管理者は、少なくとも毎週、以下の情報のすべてを当該MMFの投資者に提供しなければならない。

- i) 当該MMFのポートフォリオの満期構成
- ii) 当該MMFの信用プロファイル
- iii) 当該MMFの加重平均満期および加重平均期間
- iv) 当該MMFの保有銘柄上位10銘柄の詳細
- v) 当該MMFの資産総額
- vi) 当該MMFの実質利回り

### 報告

UCITS通達およびAIFM通達に基づきすでに義務付けられている報告のほか、MMFの管理者は、当該MMFの管轄当局に対し、少なくとも四半期毎に（または当該MMFの運用資産が1億ユーロを超えない場合には少なくとも毎年）当該MMFに関する情報の詳細な一覧（当該MMFの種類および性格、ポートフォリオ指標、ストレス・テストの結果ならびにポートフォリオにおいて保有される資産および負債に関する情報を含む。）を報告しなければならない。管轄当局は、当該データを収集し、ESMA（MMFに関する中央データベースを作成する任務を負う。）に伝達しなければならない。

[前へ](#)

[次へ](#)



- (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
- (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
- (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
- (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
- (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法（合衆国法典第15編第80a-64条）に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
- (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
- (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
- (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品（想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。）のディーラー
- (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー

かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

別紙

ポートフォリオおよび/または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。

（中 略）

信託証書

管理会社および受託会社の間で締結された2015年6月18日付改訂・再録信託証書をいう。

（後 略）

&lt;訂正後&gt;

(前略)

クラス ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「CMS 本書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、  
リスク要因、取引相手のリスク」に詳細が記載されるとおり、パッシブ・キャッシュ・マネジメント・スウィープ・スキームをいう。

CMS カウンターパーティ CMSに関連する資金が保有される一つまたは複数の共同顧客口座を有する第三者カウンターパーティのことをいう。

CNAV MMF 公債コンスタントNAV MMF(以下「公債CNAV MMF」という。)としてMMF規則に基づき認可されているマネー・マーケット・ファンドをいう。」

集団投資事業 オープン・エンド型の集団投資事業をいう。

(中略)

ファンド ダイワ外貨MMFをいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「GDPR 欧州議会および理事会規則(EU)2016/679をいう。

グローバル副保管会社 グローバル副保管契約に従って、受託会社により任命されたブラウン・ブラザーズ・ハリマンをいう。」

仲介機関 現時点において以下の者をいう。  
・他者に代わって投資事業者から支払を受けることを事業とする者、もしくはこれを事業に含む者、または  
・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者

(中略)

投資運用会社 管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為する者をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「投資運用契約 随時改訂される2004年6月30日および2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約(総称して「投資運用契約」という。)をいう。」

アイルランド アイルランド共和国をいう。

最低申込額 関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。

本効力発生日より、以下が追加される。

「MMF規則 2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)ならびにアイルランド中央銀行により発行される可能性のある関連指針をいう。」

純資産価額 前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)の純資産価額をいう。

(中 略)

特定米国人 「特定米国人」とは、下記(i)から( )のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。

( ) 米国市民または米国居住者である個人

( ) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人

( ) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託

(1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人

(2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人

(3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関

(4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関

(5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン

(6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行

(7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託

(8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員会に登録されている事業体

(9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金

(10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託

(11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。)のディーラー

(12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー

かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

本効力発生日より、以下が追加される。

「副保管会社 ファンド資産の保管のため、随時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。」

別紙 ポートフォリオおよび/または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。

(中 略)

信託証書 随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2015年6月18日付改訂・再録信託証書をいう。

（後 略）

## 別紙 B

## USドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

(中 略)

## 3. 投資目的および方針

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。

#### 4. 報酬および手数料

(中 略)

#### 5. リスク要因

(後 略)

##### <訂正後>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

#### 3. 投資目的

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

#### 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

- (注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。
- (注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的の区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、商業的・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

- (a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品

(b) E U、E U加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のE U加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリバースレポ契約、および

(c) 現金

投資運用会社は、E U、E U加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

5. 報酬および手数料

（中 略）

6. リスク要因

（後 略）

## 別紙 C

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

(中 略)

## 3. 投資目的および方針

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの 하나가付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

#### 4. 報酬および手数料

(中 略)

#### 5. リスク要因

(後 略)

<訂正後>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

#### 3. 投資目的

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

#### 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。」

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

- (a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品

(b) E U、E U加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のE U加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリバースレポ契約、および

(c) 現金

投資運用会社は、E U、E U加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

5. 報酬および手数料

（中 略）

6. リスク要因

（後 略）

## 別紙D

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

(中略)

## 3. 投資目的および方針

カナダ・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの 하나가付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

## 4. 報酬および手数料

(中略)

## 5. リスク要因

(後 略)

<訂正後>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

### 3. 投資目的

カナダ・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

### 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

- (a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品
- (b) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリパースレポ契約、および
- (c) 現金

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

5. 報酬および手数料

（中 略）

6. リスク要因

（後 略）

## 別紙 E

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

## &lt;訂正前&gt;

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

(中 略)

## 3. 投資目的および方針

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券、社債およびニュージーランドの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

## 4. 報酬および手数料

(中 略)

## 5. リスク要因

(後 略)

<訂正後>

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本効力発生日より、以下が追加される。

「本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。」

(中 略)

## 3. 投資目的

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

## 4. 投資方針

本効力発生日までは、以下が適用される。

「購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証券、定期預金証券、社債およびニュージーランドの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。」

本効力発生日より、以下が適用される。

「投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびニュージーランドの政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

- (a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品
- (b) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリバースレポ契約、および
- (c) 現金

投資運用会社は、E U、E U加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。」

5. 報酬および手数料

（中 略）

6. リスク要因

（後 略）

## 別紙G

## 公認の証券取引所の一覧

(前略)

( )以下の証券取引所または市場:

&lt;訂正前&gt;

- |           |   |  |
|-----------|---|--|
| アルゼンチン    | - | ブエノスアイレス証券取引所<br>コルドバ証券取引所<br>ロサリオ証券取引所            |
| バーレーン     | - | バーレーン証券取引所   |
| バングラデシュ   | - | ダッカ証券取引所<br>チッタゴン証券取引所                             |
| バーミューダ    | - | バーミューダ証券取引所  |
| ボツワナ      | - | ボツワナ証券取引所  |
| ブラジル      | - | リオデジャネイロ証券取引所<br>サンパウロ証券取引所                        |
| チリ        | - | サンティアゴ証券取引所<br>チリ証券取引所                             |
| 中華人民共和国   | - | 上海証券取引所<br>深圳証券取引所                                 |
| コロンビア     | - | ボゴタ証券取引所<br>メデリン証券取引所<br>オクシデンテ証券取引所               |
| エジプト      | - | アレキサンドリア証券取引所<br>カイロ証券取引所                          |
| ガーナ       | - | ガーナ証券取引所   |
| インド       | - | バンガロール証券取引所<br>デリー証券取引所<br>ムンバイ証券取引所<br>インド国立証券取引所 |
| インドネシア    | - | ジャカルタ証券取引所<br>スラバヤ証券取引所                            |
| イスラエル     | - | テルアビブ証券取引所   |
| ジャマイカ     | - | ジャマイカ証券取引所   |
| ヨルダン      | - | アンマン金融市場   |
| カザフスタン共和国 | - | 中央アジア証券取引所<br>カザフスタン証券取引所                          |

ケニア	- ナイロビ証券取引所
レバノン	- ベイルート証券取引所
マレーシア	- クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	- モーリシャス証券取引所
メキシコ	- メキシコ証券取引所
モロッコ	- カサブランカ証券取引所
ナミビア	- ナミビア証券取引所
ニュージーランド	- ニュージーランド証券取引所
ナイジェリア	- ナイジェリア証券取引所
パキスタン	- イスラマバード証券取引所 カラチ証券取引所 ラホール証券取引所
ペルー	- リマ証券取引所
フィリピン	- フィリピン証券取引所
シンガポール	- シンガポール証券取引所
南アフリカ	- ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	- 韓国証券取引所 KOSDAQ証券取引所
スリランカ	- コロンボ証券取引所
台湾(中華人民共和国)	- 台湾証券取引所
タイ	- タイ証券取引所
トルコ	- イスタンブール証券取引所
ウクライナ	- ウクライナ証券取引所
ウルグアイ	- モンテビデオ証券取引所
ベネズエラ	- カラカス証券取引所 マラカイボ証券取引所 ベネズエラ証券取引所
ジンバブエ	- ジンバブエ証券取引所
ザンビア	- ルサカ証券取引所

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

本効力発生日までは、以下が適用される。

「アルゼンチン	- ブエノスアイレス証券取引所 コルドバ証券取引所 ロサリオ証券取引所
バーレーン	- バーレーン証券取引所

バングラデシュ	-	ダッカ証券取引所 チッタゴン証券取引所
バーミューダ	-	バーミューダ証券取引所
ボツワナ	-	ボツワナ証券取引所
ブラジル	-	リオデジャネイロ証券取引所 サンパウロ証券取引所
チリ	-	サンティアゴ証券取引所 チリ証券取引所
中華人民共和国	-	上海証券取引所 深圳証券取引所
コロンビア	-	ボゴタ証券取引所 メデリン証券取引所 オクシデンテ証券取引所
エジプト	-	アレキサンドリア証券取引所 カイロ証券取引所
ガーナ	-	ガーナ証券取引所
インド	-	バンガロール証券取引所 デリー証券取引所 ムンバイ証券取引所 インド国立証券取引所
インドネシア	-	ジャカルタ証券取引所 スラバヤ証券取引所
イスラエル	-	テルアビブ証券取引所
ジャマイカ	-	ジャマイカ証券取引所
ヨルダン	-	アンマン金融市場
カザフスタン共和国	-	中央アジア証券取引所 カザフスタン証券取引所
ケニア	-	ナイロビ証券取引所
レバノン	-	ベイルート証券取引所
マレーシア	-	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	-	モーリシャス証券取引所
メキシコ	-	メキシコ証券取引所
モロッコ	-	カサブランカ証券取引所
ナミビア	-	ナミビア証券取引所
ニュージーランド	-	ニュージーランド証券取引所
ナイジェリア	-	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	-	イスラマバード証券取引所

	- カラチ証券取引所
	- ラホール証券取引所
ペルー	- リマ証券取引所
フィリピン	- フィリピン証券取引所
シンガポール	- シンガポール証券取引所
南アフリカ	- ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	- 韓国証券取引所
	- KOSDAQ証券取引所
スリランカ	- コロンボ証券取引所
台湾(中華人民共和国)	- 台湾証券取引所
タイ	- タイ証券取引所
トルコ	- イスタンブール証券取引所
ウクライナ	- ウクライナ証券取引所
ウルグアイ	- モンテビデオ証券取引所
ベネズエラ	- カラカス証券取引所
	- マラカイボ証券取引所
	- ベネズエラ証券取引所
ジンバブエ	- ジンバブエ証券取引所
ザンビア	- ルサカ証券取引所」

本効力発生日より、以下が適用される。

<u>「アルゼンチン</u>	- <u>ブエノスアイレス証券取引所</u>
	- <u>コルドバ証券取引所</u>
	- <u>ロサリオ証券取引所</u>
<u>ボツワナ</u>	- <u>ボツワナ証券取引所</u>
<u>ブラジル</u>	- <u>リオデジャネイロ証券取引所</u>
	- <u>サンパウロ証券取引所</u>
<u>チリ</u>	- <u>サンティアゴ証券取引所</u>
	- <u>チリ証券取引所</u>
<u>中華人民共和国</u>	- <u>上海証券取引所</u>
	- <u>深圳証券取引所</u>
<u>コロンビア</u>	- <u>ボゴタ証券取引所</u>
	- <u>メデリン証券取引所</u>
	- <u>オクシデンテ証券取引所</u>
<u>エジプト</u>	- <u>アレキサンドリア証券取引所</u>
	- <u>カイロ証券取引所</u>
<u>インド</u>	- <u>バンガロール証券取引所</u>

	-	<u>デリー証券取引所</u>
		<u>ムンバイ証券取引所</u>
		<u>インド国立証券取引所</u>
<u>インドネシア</u>	-	<u>ジャカルタ証券取引所</u>
		<u>スラバヤ証券取引所</u>
<u>イスラエル</u>	-	<u>テルアビブ証券取引所</u>
<u>コートジボアール</u>	-	<u>西アフリカ証券取引所(BRVM)</u>
<u>ケニア</u>	-	<u>ナイロビ証券取引所</u>
<u>マレーシア</u>	-	<u>クアラルンプール証券取引所</u>
<u>モーリシャス</u>	-	<u>モーリシャス証券取引所</u>
<u>メキシコ</u>	-	<u>メキシコ証券取引所</u>
<u>モロッコ</u>	-	<u>カサブランカ証券取引所</u>
<u>ナイジェリア</u>	-	<u>ナイジェリア証券取引所</u>
<u>パキスタン</u>	-	<u>イスラマバード証券取引所</u>
		<u>カラチ証券取引所</u>
		<u>ラホール証券取引所</u>
<u>フィリピン</u>	-	<u>フィリピン証券取引所</u>
<u>ロシア</u>	-	<u>モスクワ証券取引所</u>
		<u>サンクトペテルブルク証券取引所</u>
<u>シンガポール</u>	-	<u>シンガポール証券取引所</u>
<u>南アフリカ</u>	-	<u>ヨハネスバーグ証券取引所</u>
<u>大韓民国</u>	-	<u>韓国証券取引所</u>
<u>大韓民国</u>		<u>KOSDAQ証券取引所</u>
<u>スリランカ</u>	-	<u>コロンボ証券取引所</u>
<u>台湾(中華人民共和国)</u>	-	<u>台湾証券取引所</u>
<u>タイ</u>	-	<u>タイ証券取引所</u>
<u>トルコ</u>	-	<u>イスタンブール証券取引所</u>
<u>ウクライナ</u>	-	<u>ウクライナ証券取引所</u>
<u>ベトナム</u>	-	<u>ホーチミン証券取引所</u>
		<u>ハノイ証券取引所</u>
<u>ジンバブエ</u>	-	<u>ジンバブエ証券取引所</u>

[前へ](#)